

第9期 令和6年度～令和8年度
白井市高齢者福祉計画
白井市介護保険事業計画

目を配り、
手をさしのべる
しろいの生き生きプラン
～地域で支える高齢化～



Shiroy City

ごあいさつ

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年から開始された介護保険制度は、開始から23年が経過し、確実に社会に定着しながら今日の長寿社会を支えてきています。本市においても、この間、高齢者の総合相談支援体制や介護サービス提供の基盤整備等が進み、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく体制が着実に進められてきています。



一方、我が国の総人口は減少に転じてきており、現役世代が減少する中、本計画期間中である令和7年（2025年）には「団塊の世代」の全ての方が75歳に到達し、その後もさらに高齢化が進み、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年（2040年）には介護を必要とする高齢者が急速に増加するものと見込まれています。

本市の高齢者数も令和22年には2万人を超え、高齢化率が37.6%と推計されています。要介護認定者や認知症高齢者の増加などにより、介護サービスに係る給付費が増大している現況は本市のみならず全国的にも大きな課題となっています。

この状況を乗り越えていくためには、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムのより一層の推進が重要です。そして、介護保険制度によるサービスや行政が行う福祉サービスだけでなく、住民同士の助け合いや地域の関係団体による福祉の促進が不可欠で、まさに「オール白井」で取り組んでいかなければなりません。

第9期となる本計画のスローガンである「目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン 地域で支える高齢化」をめざす姿として、高齢者福祉に関する施策及び介護保険事業について検討を重ねました。高齢化、デジタル化、新興感染症への対応など社会変化の激しい時代を乗り越えるためには、人と人とのつながりがより一層重要になります。本計画のめざす姿の実現に向け、市民や関係機関の皆様と連携しながら体制づくりを進めていきたいと考えております。引き続き、皆様の御参加と御協力をお願い申し上げます。

おわりに、多くの貴重な御意見をいただきました市民の皆様を始め、様々な視点から計画の策定に御尽力いただきました白井市介護保険運営協議会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

白井市長 笠井 喜久雄

目 次

第1編 総論.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置づけと期間	6
第2章 白井市の高齢者の状況.....	8
第1節 人口等の動向	8
第2節 要介護者等の推移と今後の見通し	13
第3節 市民・事業所アンケート調査の結果	17
第4節 今後の課題	21
第5節 市の取り組み	23
第3章 計画の基本的方向.....	25
第1節 計画の基本理念と基本目標	25
第2節 目指す将来像	26
第3節 第9期計画の基本方針	27
第4節 施策の体系	28
第5節 白井市の日常生活圏域	29
第2編 各論.....	31
第1章 地域包括ケアの推進.....	33
第1節 地域包括ケアシステムの推進	33
1 地域包括支援センター運営の充実	33
2 在宅医療・介護連携の推進	35
3 認知症施策の推進	36
4 生活支援体制整備の推進	37
5 地域ケア会議の運営	38
第2節 相談体制・権利擁護の推進	39
1 情報提供の充実	39
2 相談・課題把握体制の強化	40
3 成年後見制度の利用促進	41
4 虐待の防止	42
5 終末期・死後への備え	43

第2章 介護予防と社会参加の促進	44
第1節 介護予防の推進	44
1 介護予防の普及啓発	44
2 「通いの場」への参加促進	45
3 介護予防・生活支援サービスの推進	46
第2節 高齢者の社会参加	47
1 高齢者の就労促進	47
2 地域活動への参加促進	48
第3章 在宅生活への支援	49
第1節 日常生活における支援	49
1 日常生活の支援	49
2 外出の支援	50
3 介護に取り組む家族等への支援	51
第2節 安全・安心な体制づくり	52
1 防犯・交通安全対策の推進	52
2 災害対策の推進	53
第4章 介護保険事業の効果的な運営	54
第1節 介護保険サービスの推進	54
1 居宅サービス	55
2 地域密着型サービス	56
3 施設・居住系サービス	57
4 負担軽減サービス	59
5 サービス別給付費見込み	60
第2節 適正なサービス利用・提供の推進	63
1 介護給付適正化事業の実施	63
2 介護サービスの質の向上	64
第3節 健全な介護保険会計の運営	65
1 介護保険事業費の見込み	65
2 介護保険の費用負担（財源構成）	66
3 介護保険料の設定	67
第4節 持続可能な事業運営に向けて	69
1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討	69
第3編 資料編	71
策定過程	73

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 計画策定の背景

白井市では、平成12年に策定した白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の当時のスローガン「目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン」と基本目標「地域で支える高齢化」を現在もスローガン、計画目標として掲げ、今期で第9期を迎えます。

この間、超高齢社会に突入し、第9期は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を計画期間に位置づける計画となります。

これまで、国では、社会保障改革を進め、介護保険事業においては、第6期計画以降地域包括ケアシステムの構築を段階的に進めてきました。

近年、白井市の総人口は減少傾向で推移している一方、高齢化率は増加傾向で推移しており、白井市における介護保険サービスをはじめとする高齢者の生活を支援するための制度・施策が引き続き必要となっています。

この度策定する「第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画」は、団塊ジュニア世代¹が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えつつ、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)等を踏まえながら、引き続き、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、介護保険制度の改正に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを目的とするものです。

¹ 団塊ジュニア世代：昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までに生まれた世代を指す。「第二次ベビーブーム世代」ともいう。

2 計画策定にあたっての基本的な視点

(1)地域包括ケアシステムの推進

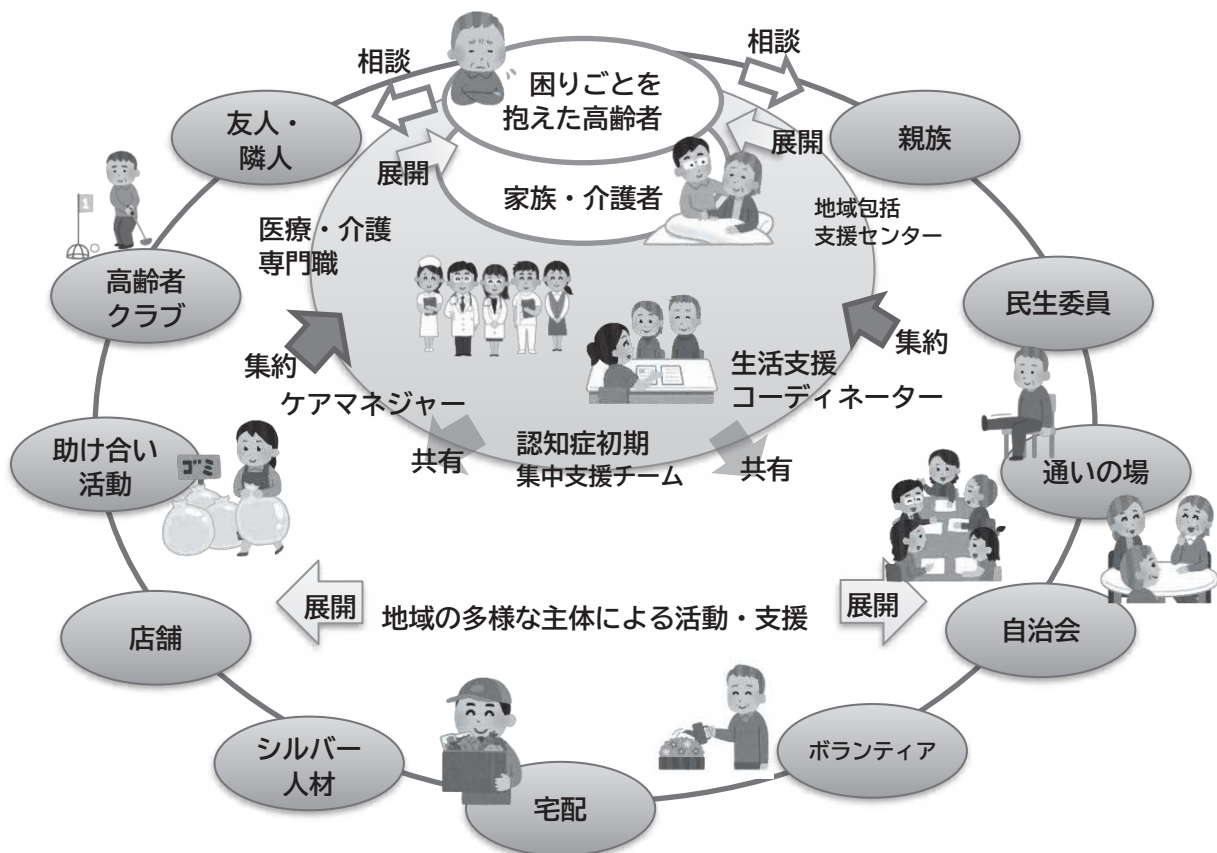
介護保険制度については、国により3年ごとに大きな見直しが行われています。平成26年（2014年）6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合確保推進法）」に基づき、国は、第6期計画以降、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進に取り組んできました。

厚生労働省が示した基本指針では、地域の実情に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実、地域共生社会の実現、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上が求められています。

白井市は、これまでの主な取り組みとして、ICTを活用した医療と介護従事者等の情報連携システムの導入、市民の皆さんが主体的に介護予防に取り組めるように自主グループの立ち上げや継続支援、助け合い活動を行う団体への助成、認知症パートナーによる見守り支援の実施、介護人材確保のための就職イベントなどを実施してきました。

第9期計画の策定にあたっては、こうした背景を踏まえ、「一人の高齢者の暮らしをどう支えるか」の検討を起点とし、そこから解決すべき課題を見極め、地域のあらゆる資源、情報、力を結集し解決に向けて動くこと、その取り組みを全市的に展開することにより、高齢になっても、認知症になっても、介護が必要になっても、安心して生き生きとした自分らしい生活が続けられる仕組みづくりを進めて、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

■白井市の地域包括ケアシステム構築イメージ■



(2)持続可能な開発目標(SDGs²)の達成に向けて

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

白井市では、SDGsの達成に向けて、17の目標に関連する第5次総合計画後期基本計画実施計画事業を整理しています。本計画においても、SDGsの達成に向けて、高齢者福祉の視点から貢献します。

² SDGs; Sustainable Development Goalsの略で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030年を達成年限とし、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。

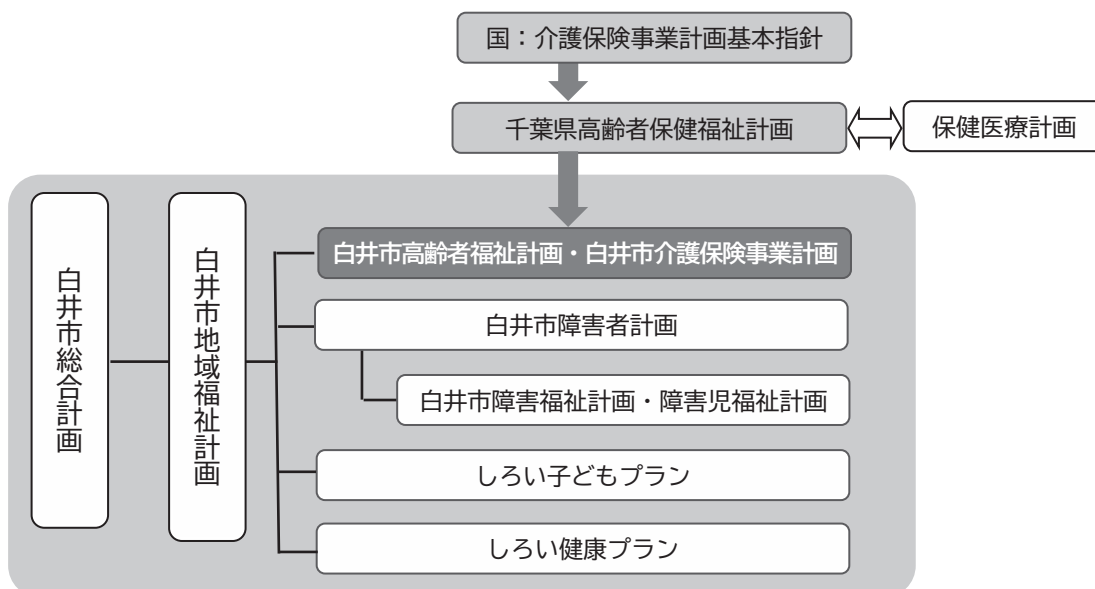
第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

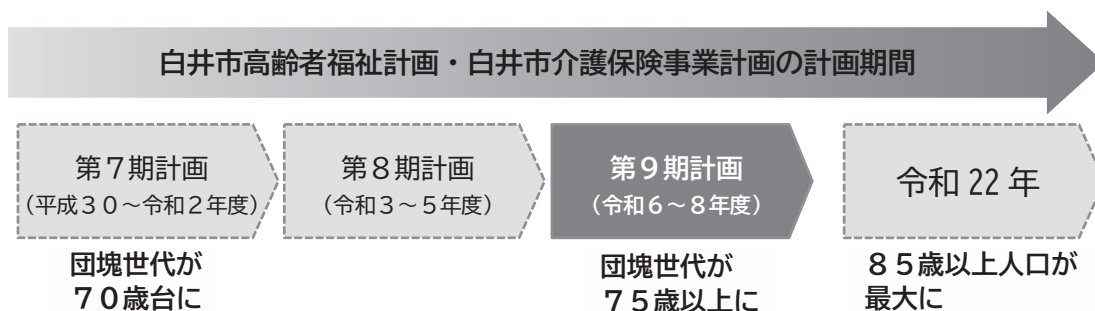
白井市の最上位計画である白井市総合計画、保健福祉分野の計画を共通の理念でつなぐ白井市地域福祉計画に基づく計画であり、白井市障害者計画、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、しろい子どもプラン、しろい健康プラン等、市の個別計画と関連する位置づけにあります。

また、千葉県の高齢者保健福祉計画、保健医療計画とも整合を図り、策定しています。



2 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間ですが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、介護ニーズが高まる85歳以上人口が最大となる令和22年（2040年）を見据えて策定しています。



3 計画の策定体制

(1)白井市介護保険運営協議会による意見の聴取

保健・医療・福祉団体の関係者、学識経験者、介護保険の被保険者等で構成される「白井市介護保険運営協議会」において、計画の方向性や内容等について協議しました。

(2)市民による参加

介護保険及び保健・医療・福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ、被保険者である市民の意見を反映させるため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。また、パブリック・コメント³による市民の意見聴取を行いました。

(3)介護サービス事業所の意見の聴取

高齢者に介護保険サービスを提供する事業者に対し、「介護人材実態調査」を実施しました。

(4)国や県、市町村相互間の調整

本計画は、厚生労働省の基本指針を踏まえるとともに、千葉県等と調整した上で策定しました。

³ パブリック・コメント：公的な機関が、制度等を制定する際に広く公に意見、情報、改善案を求める手続きのこと。

第2章 白井市の高齢者の状況

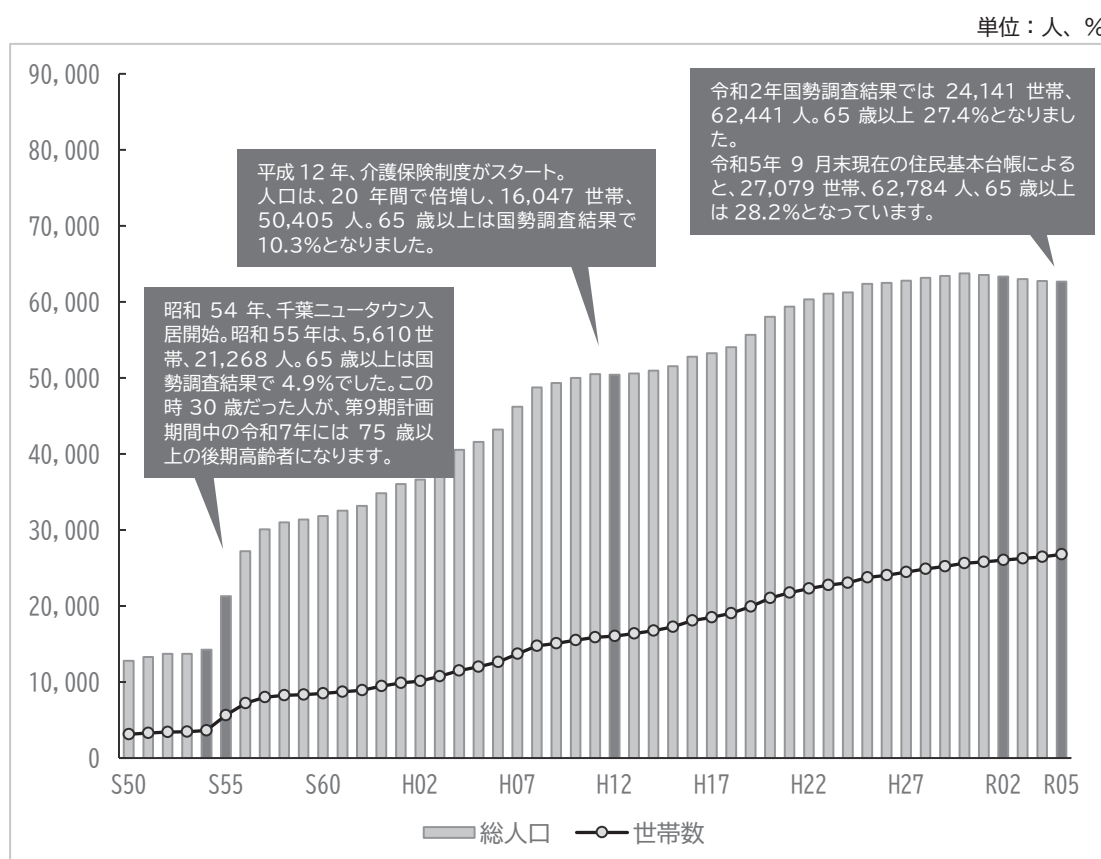
第1節 人口等の動向

1 これまでの推移

白井市の人口は、千葉ニュータウン開発に伴って急増し、住民基本台帳における各年3月末時点の総人口は、介護保険制度がスタートした平成12年（2000年）に5万人、平成22年（2010年）には6万人を超えました。その後、平成30年（2018年）の6万3,772人をピークに減少に転じ、令和5年（2023年）3月末現在、6万2,693人となっています。

昭和55年（1980年）当時、人口の5%に満たなかった65歳以上の高齢者人口は、その後増加を続け、特に近年は、千葉ニュータウン地区の住民が次々に高齢期に入って人口の高齢化が一挙に進み、令和5年（2023年）9月末現在の高齢化率は、28.2%となっています。

■白井市の世帯と総人口の推移（住民基本台帳より）■



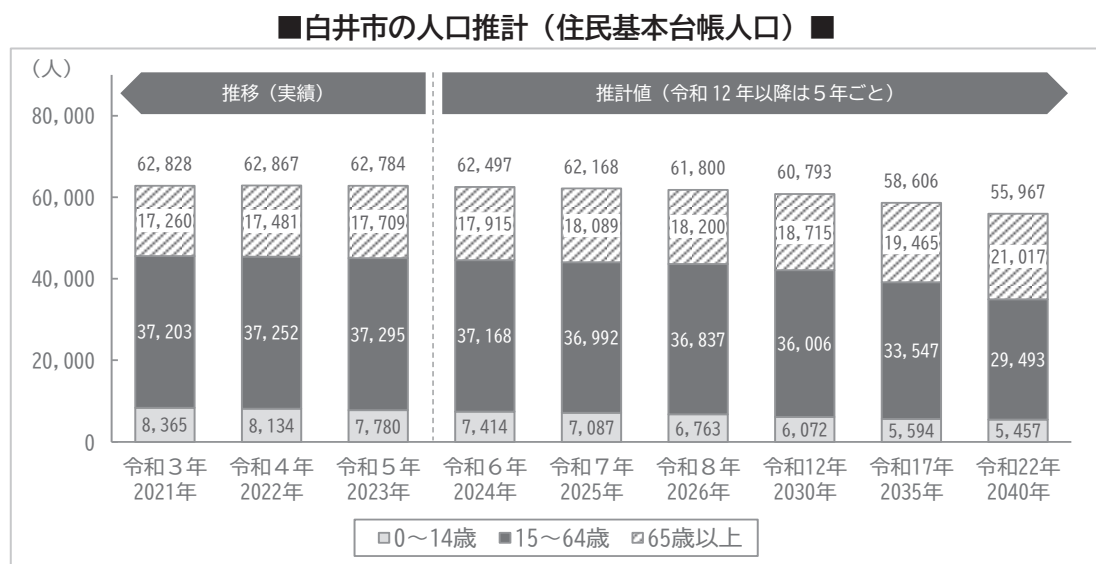
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）※外国人人口を含む。

2 今後の見通し

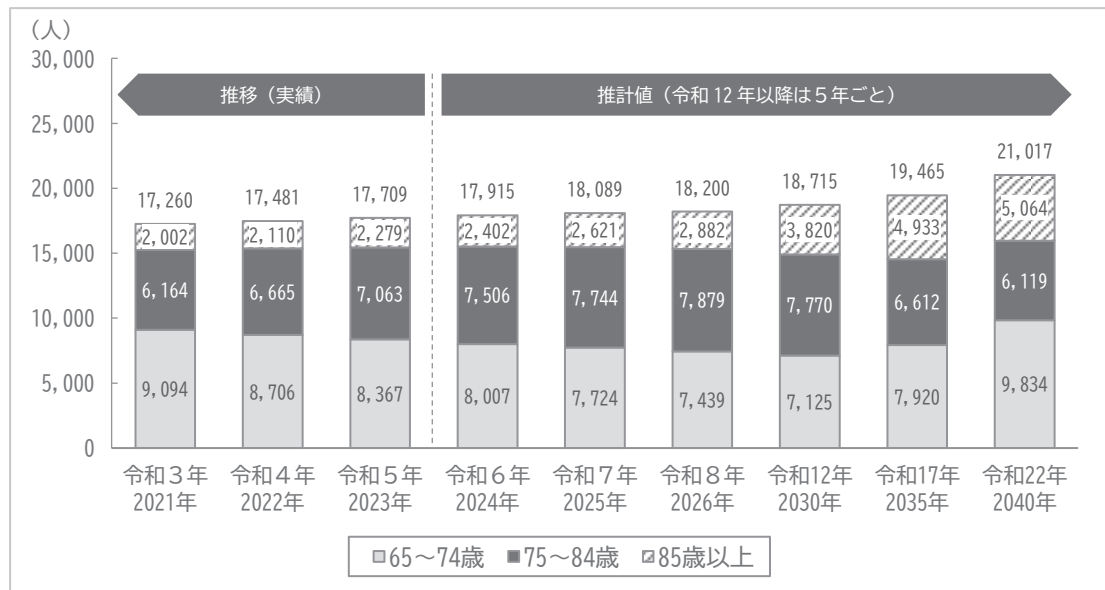
全国の人口は、平成20年(2008年)から減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も減少を続けていくことが予想されています。

白井市では、平成30年(2018年)以降、総人口が減少に転じている一方で、65歳以上の高齢者人口は今後も増加することが予測されます。

第9期計画の策定にあたり白井市が行った推計では、団塊の世代すべての人が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)には総人口が6万2,168人、更にその15年後の令和22年(2040年)には5万5,967人となる見込みとなっています。特に介護ニーズの高い85歳以上の人口は、令和22年に最大値となる見込みです。また、少子高齢化の進行に伴い、人口全体に占める15～64歳の高齢者を支える世代の割合が縮小し、介護人材の確保がますます困難となることが予想されます。



■高齢者人口の内訳■



資料：白井市高齢者福祉課推計

3 世帯構成の変化

国勢調査によると、白井市の一般世帯数は増加傾向で推移しており、平成12年(2000年)には1万5,308世帯となっていました。令和2年(2020年)には2万4,110世帯となっており、20年間で8,802世帯増加しています。また、高齢者単身世帯は平成12年(2000年)から令和2年(2020年)までの20年間で約6.9倍、高齢夫婦世帯は約4.9倍となっています。一般世帯のうち、4世帯に1世帯以上は高齢者単身世帯または高齢夫婦世帯となっています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数(A)	15,308	17,645	21,197	22,703	24,110
高齢者単身世帯(B)	322	678	1,100	1,702	2,234
比率(B/A)	2.1	3.8	5.2	7.5	9.3
高齢夫婦世帯(C)	774	1,407	2,253	3,165	3,798
比率(C/A)	5.1	8.0	10.6	13.9	15.8

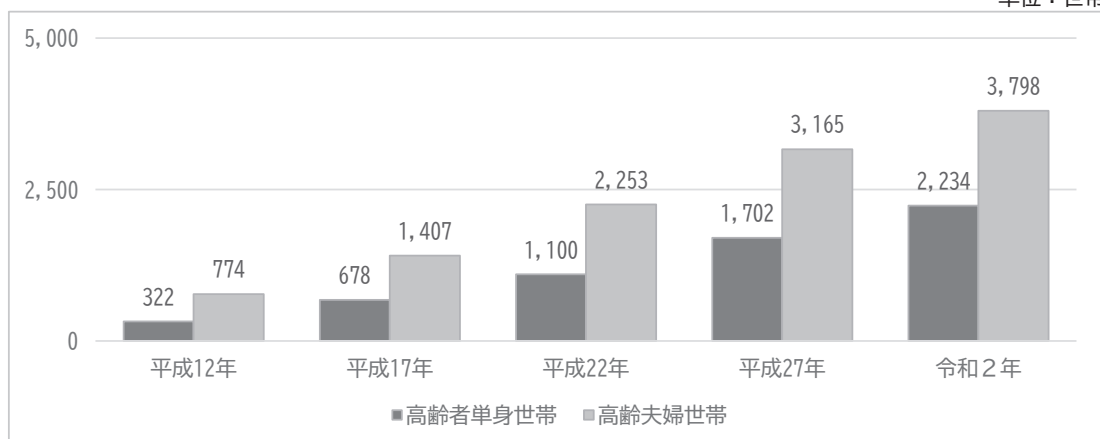
資料：総務省「国勢調査」

※「一般世帯(A)」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれない。

※「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいう。

■高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯数の推移■

単位：世帯



資料：総務省「国勢調査」

4 高齢者の就労状況

国勢調査によると、白井市の高齢者の就労状況は、「主に仕事」が平成12年（2000年）の887人から令和2年（2020年）には2,977人と約3.4倍となっています。また、「家事のほか仕事」は平成12年（2000年）では251人となっているのに対し、令和2年（2020年）では1,124人と、約4.5倍となっています。

就業者のうち高齢者が占める割合は2割台で推移しており、わずかに上昇傾向が見られます。

■高齢者の就労状況■

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	5,193	7,382	10,825	14,381	17,101
労働力人口	1,243	1,792	2,636	3,548	4,456
就業者	1,175	1,708	2,438	3,410	4,326
主に仕事	887	1,312	1,770	2,493	2,977
家事のほか仕事	251	346	590	843	1,124
通学のかたわら仕事	1	-	2	2	2
休業者	36	50	76	72	223
完全失業者	68	84	198	138	130
非労働力人口	3,874	5,521	8,080	10,655	11,816

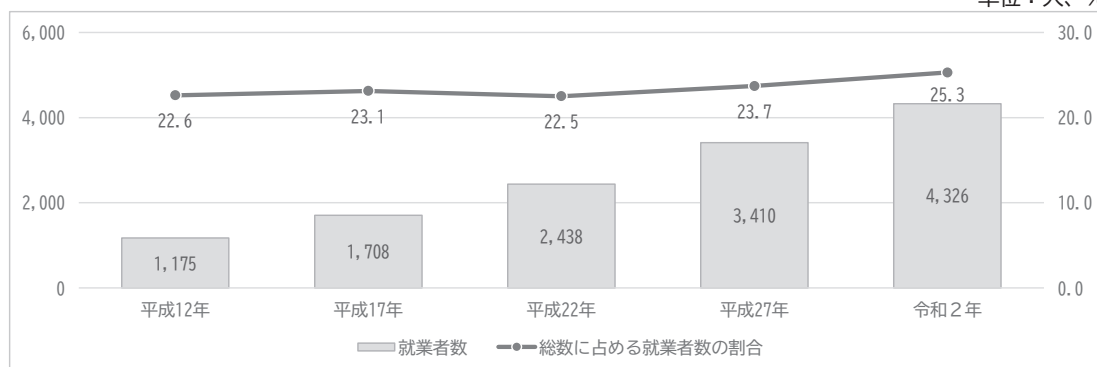
資料：総務省「国勢調査」

※「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、仕事を探していた者をいう。

※「総数」には、労働力状態「不詳」を含む。

■高齢者の就労状況の推移■

単位：人、%



資料：総務省「国勢調査」

第2節 要介護者等の推移と今後の見通し

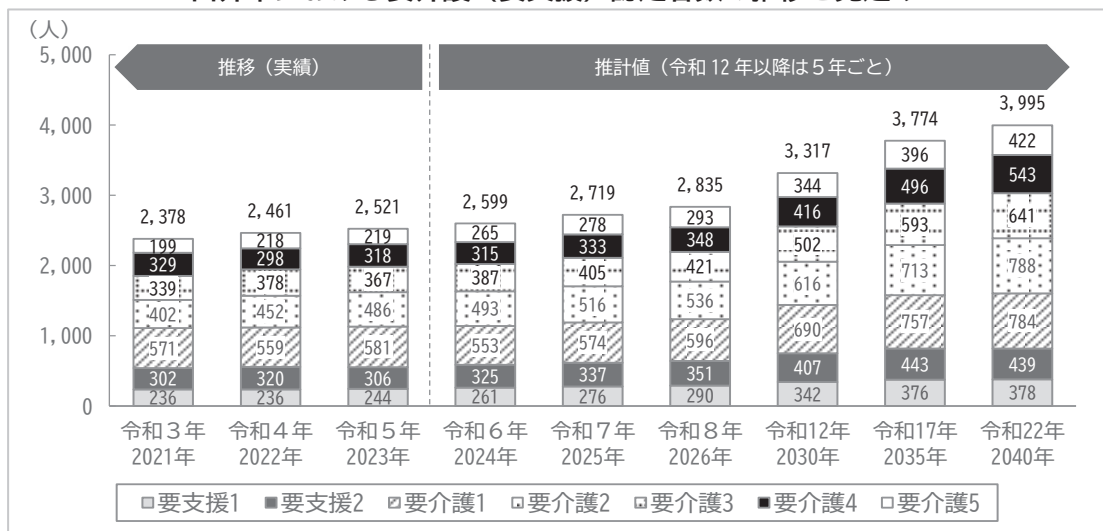
1 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

白井市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は、令和5年（2023年）8月末時点で2,521人となっています。令和3年（2021年）から令和5年（2023年）にかけては、要介護3が最も増えており、20.9%の増加となっています。

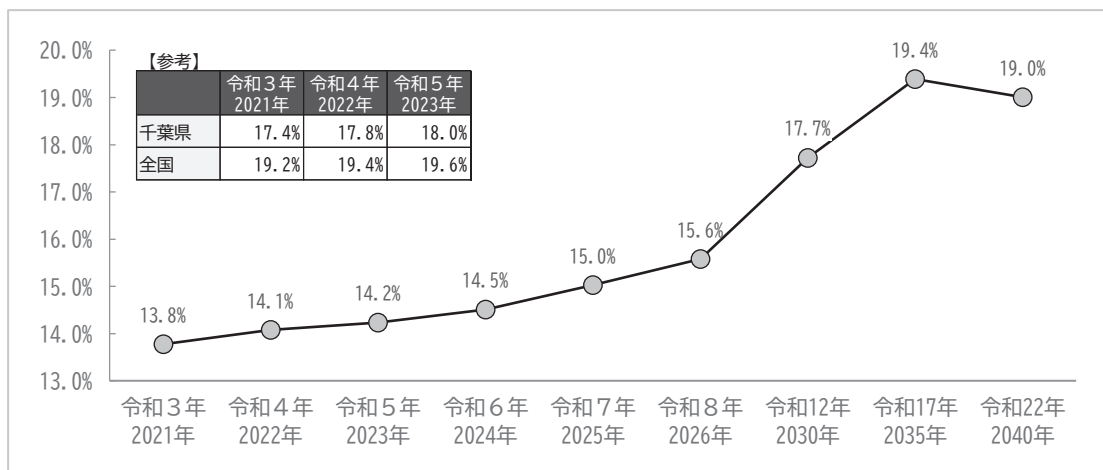
白井市の介護認定率は、年々上昇傾向にあります。全国、千葉県と比較をするとその上昇は低い水準で推移しており、令和5年8月末時点では14.2%となっています。

これは、介護予防の取り組みや市民の健康意識の高さが効果となって現れているものと考えられます。

■白井市における要介護（要支援）認定者数の推移と見込み■



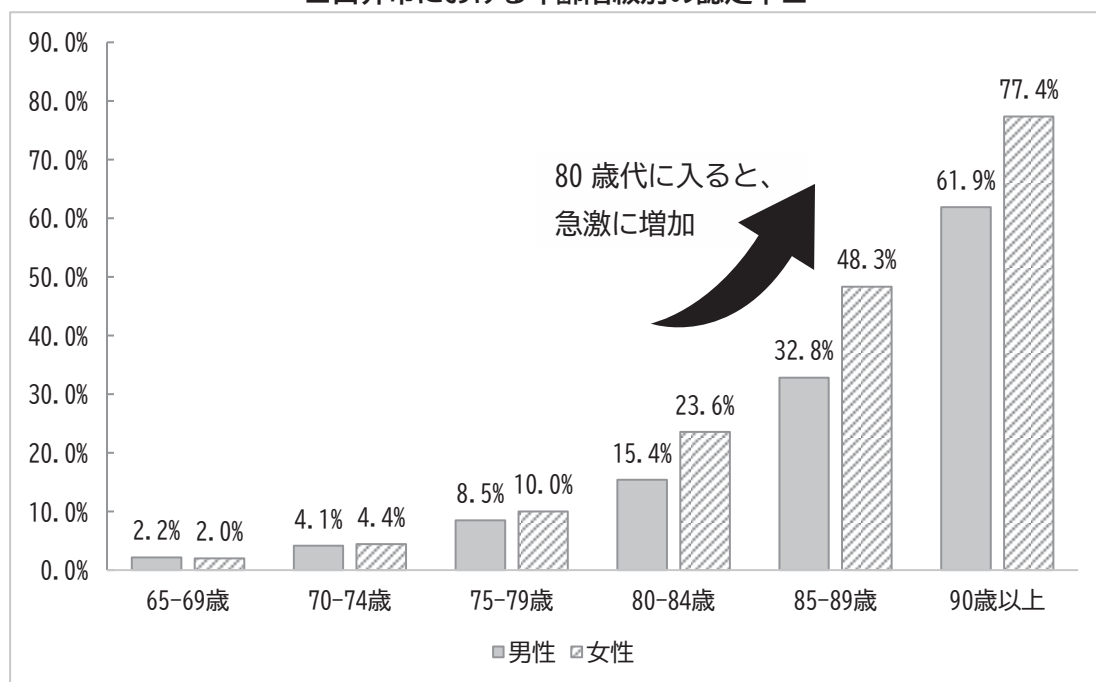
■白井市における要介護（要支援）認定率の推移と見込み■



資料：白井市高齢者福祉課推計 厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』総括表
介護保険事業報告 年報 介護保険事業報告 月報

性・年齢別階級別に認定率を見ていくと、加齢とともに認定率は高くなる傾向にあり、特に85歳以上になると介護ニーズが高まっていることがわかります。

■白井市における年齢階級別の認定率■



資料：厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」（令和5年7月末現在）

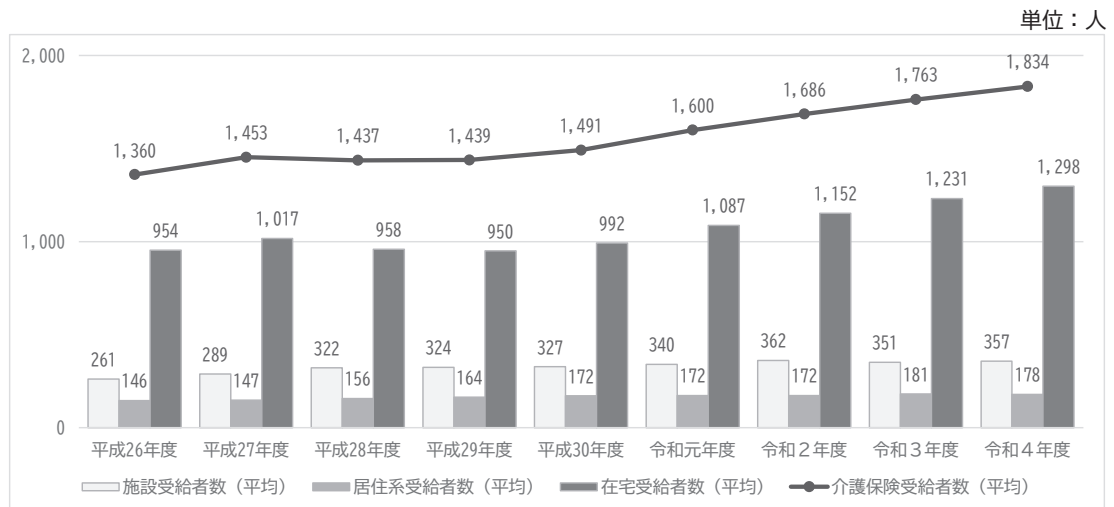
2 介護保険給付等の推移

(1) 介護保険サービス利用者(受給者)数と利用者割合の状況

介護保険サービスを利用する受給者数について月平均で見ると、いずれのサービスでも伸びが見られます。在宅受給者数については、令和元年度以降1,000人を超え、令和4年度は1,298人に達しています。

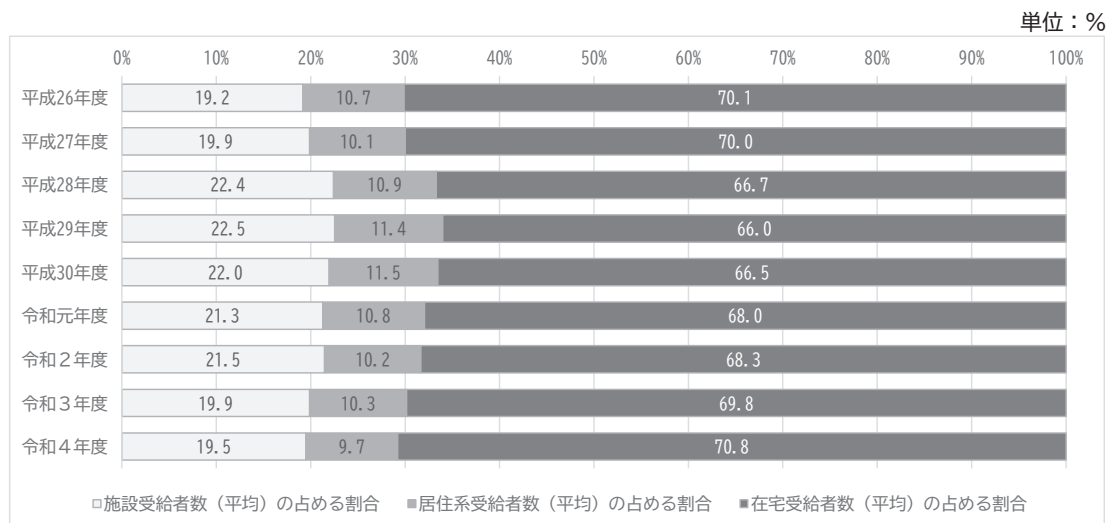
介護保険サービス利用者(受給者)の割合を見ると、在宅受給者数の割合が高まっています。

■介護保険サービス受給者数(平均)の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」より算出

■介護保険サービス利用者(受給者)割合の推移■



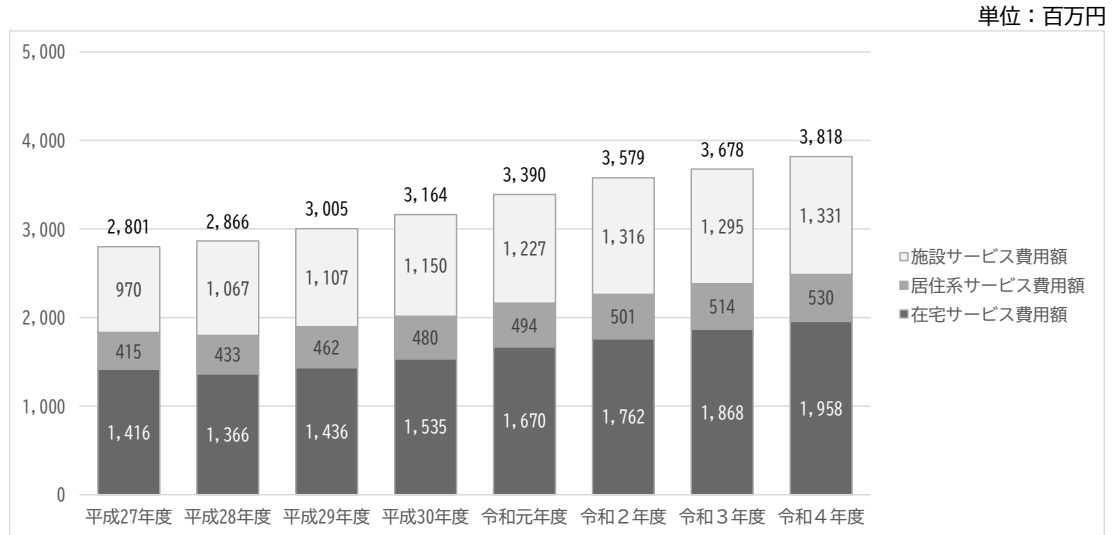
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」より算出(12か月の平均値)

※端数処理のため、割合の和は必ずしも100.0%にならない。

(2)介護費用額と受給者1人当たり給付費の状況

白井市の介護費用額は、いずれのサービスでも増加しており、その合計は令和4年度（2022年度）において約38億円となっています。平成27年度（2015年度）の値と比較すると約1.4倍となっています。

■介護費用額の推移■



資料：地域包括ケアシステム「見える化」システム（厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和2年度まで）、「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計（令和3～4年度）

第1号被保険者1人当たり給付月額を要介護度別に見ると、全国及び県と比べた場合ほとんど下回っており、白井市の介護度別の給付月額が低く抑えられているといえます。

■第1号被保険者1人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

単位：円

	第1号被保険者1人当たり給付月額			比較	
	白井市	全国	千葉県	対全国	対千葉県
要支援1	124	216	149	-92	-25
要支援2	317	432	284	-115	33
要介護1	2,420	3,622	3,033	-1,202	-613
要介護2	3,013	4,246	3,525	-1,233	-512
要介護3	3,973	5,225	4,973	-1,252	-1,000
要介護4	4,117	5,920	5,498	-1,803	-1,381
要介護5	3,184	4,368	3,784	-1,184	-600
合計	17,148	24,029	21,246	-6,881	-4,098

資料：厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』（令和5年9月取得時点）

第3節 市民・事業所アンケート調査の結果

1 実施概要

(1)調査の目的

本計画を策定するにあたり、市民を対象とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」、市内事業者を対象とする「介護人材実態調査」を実施しました。この調査は、白井市における高齢者等の生活の実態や介護サービスの現状を把握することを目的としたものです。

(2)調査の実施概要

調査の実施概要は、以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

調査種別	対象者	配布数	調査時期
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定を受けていない65歳以上の市民（施設入所者を除く）	2,500票	令和5年1月
(2) 在宅介護実態調査	施設入所者を除く要介護認定を受けている市民	953票	令和5年1月
(3) 介護人材実態調査	市内介護事業所	73票	令和5年1月

(3)アンケートの回収実績

アンケートの回収実績は、以下に示すとおりです。

■回収実績■

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,500票	1,887票	75.5%
(2) 在宅介護実態調査	953票	622票	65.3%
(3) 介護人材実態調査	73票	54票	74.0%

2 調査結果の概要(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

(1)家族構成

「1人暮らし」の割合は、高齢になるにつれて高くなり、85歳以上になると28.8%に達します。

(2)転倒に対する不安

高齢になるにつれて運動機能が低下します。転倒への不安も高齢になるにつれて大きくなることから、身体機能の低下を抑えるための運動や身体の動かし方を学ぶ講座等が介護予防においては重要な役割を果たします。

(3)外出

外出頻度が低下した人、外出を抑える人が前回調査(23.5%)よりも増加傾向にあります。

外出の手段に「徒歩」を選択する人は全体の67.1%で、いずれの属性でも最多となっていますが、高齢になるにつれて「自動車(人に乗せてもらう)」の割合が上昇しています。

(4)認知症について

認知症に関する相談窓口を「知っている」と答えた人は、全体の27.5%にとどまっています。

(5)地域での活動について

参加者としての地域活動への参加意向がある人は、全体の58.3%を占めています。一方、企画・運営としての地域活動への参加意向がある人は、全体の34.9%でした。

(6)健康について

現在の健康状態について、「よくない」と回答した人が22.7%となっています。また、フレイル⁴・フレイル予防を「知らない」人は53.4%を占めています。

(7)終末期について

介護が必要になった場合に、自宅での生活を希望する人が42.6%となっています。また、終末期を想定した家族との話し合いや備えについて「特にしていない」を選択した人は、全体の35.2%となっています。

⁴ フレイル：高齢期に病気や加齢などによる影響を受けて、生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態のことをいいます。

3 調査結果の概要(在宅介護実態調査)

(1)世帯類型

回答者全体のうち、夫婦のみ世帯が35.9%、単身世帯が19.6%となっています。

単身世帯の割合を性別でみると、男性が25.9%、女性が16.0%となり、男性が9.9ポイント高くなっています。

(2)外出について

外出の手段は、「自動車(人に乗せてもらう)」が最も多く、65.6%を占めています。

その他、「徒歩」(37.9%)、「病院や施設のバス」(32.5%)、「一般タクシー」(24.3%)等がこれに続きます。

(3)在宅生活の継続について

施設などへの入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が67.4%を占めています。

在宅生活の継続に必要なと思うサービスは、「移送サービス」(42.1%)が最も多く、次いで「外出同行」(28.6%)が第2位で、移動手段の確保にニーズが集まっています。

(4)介護について

介護者が不安に感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」(48.4%)が最も多く、次いで「食事の準備(調理など)」(44.3%)、「入浴・洗身」(41.3%)、「認知症状への対応」(39.1%)等となっています。

4 調査結果の概要(介護人材実態調査)

(1)事業所における課題

人材確保が困難な職種として、「ケアマネジャー」(31.5%)、「介護職員(資格あり)」(31.5%) が同率で第1位として挙げられています。「介護福祉士」(29.6%)、「訪問介護員(ホームヘルパー)」(25.9%)、「看護職員」(20.4%) がこれに続きます。

(2)白井市に期待すること

白井市の高齢者福祉充実に向けて市に期待することとして、次のような意見が寄せられました。(一部抜粋)

- 各種制度・サービスに対する認知度の向上
- 地域と事業所との橋渡し
- 相談窓口となってほしい
- 人材確保対策 等

第4節 今後の課題

1 第9期計画の主な課題

アンケート結果や地域ケア推進会議、日々の業務における市民等からの意見を集約し、現在、市が直面している特徴的な課題を整理しました。

(1)地域活動への参加促進

地域活動への参加がない高齢者が多く、特に男性の参加が少ないことが課題となっています。身近な地域で行われている活動などへの関心を高め、参加しやすい環境づくりが必要とされています。

(2)認知症の人と家族への支援

アンケート結果から認知症に関する相談窓口を知らない高齢者が多いことがわかりました。認知症の方が地域での生活を継続するためには、周囲の認知症への理解と適切な対応の啓発が必要とされています。

(3)移送サービス・外出の支援

アンケート結果から外出頻度が低下した人や外出を控える人が増加傾向にあります。また、在宅生活を継続する上で必要なサービスとして「外出支援」、「外出同行」等が多く挙げられており、少しでも解消していくための支援の拡充が必要とされています。

(4)在宅における介護者への支援

介護が必要になっても、介護サービスや家族の支援を受けながら在宅生活を継続している人が多くなっています。介護に取り組む家族等が心身の健康確保や社会とのつながりを維持できるようレスパイト⁵への対応などの支援が必要とされています。

(5)高齢者の生活の場における問題

千葉ニュータウン開発により、昭和50年代に建設された団地においては、エレベーターがない建物が多く、加齢とともに身体的に外出しづらくなることから、生活に支障が出るケースがあり対策が必要とされています。

⁵ レスパイト：介護している家族等が一時的に介護から解放され、休息を取れるようにする支援を指す。

(6)介護職員等の人材不足の対策

介護職員等については、国の介護職員処遇改善施策等や各事業所における働き方改革の取り組み等が進められているところですが、経験豊富な人材が少ないことやケアマネジャーやヘルパーの確保が課題となっています。他の業種に比べると慢性的な人材不足となっており、人材確保対策や離職防止への支援が必要とされています。

第5節 市の取り組み

1 第8期の主な取り組み

第7期計画と比較し、第8期計画において、進められた主な取り組みは次のとおりです。

(1) 地域包括ケアの推進
● 地域包括支援センターの運営強化 ・ 市直営の担当圏域の運営を委託し、基幹型センターの機能を強化 ● 在宅医療・介護連携の推進 ・ ICT⁶を活用した医療・介護従事者等の情報連携の構築 ● 認知症施策の推進 ・ 本人ミーティングの開催 ・ 認知症パートナー⁷による活動の展開 ● 住民主体の助け合い活動の推進 ・ 創出された助け合い活動を行う住民団体への助成
(2) 介護予防と社会参加の推進
● 介護予防事業の推進 ・ 介護予防のためのサロン・楽トレ体操など住民主体による団体への支援 ・ 介護予防事業と保健事業の連携による一体的な健康づくり
(3) 在宅生活への支援
● 外出支援の充実 ・ 福祉有償運送を行う団体への補助制度の創設 ・ 移動スーパーの実施 ● 感染症対策 ・ 感染症に係る介護サービス事業者への支援として感染対策研修会を開催 ・ ワクチン接種のためのタクシー券の配布
(4) 介護保険事業の効果的な運営
● 介護人材対策 ・ 「介護・障害福祉サービス就職応援フェア」の開催 ・ 介護人材確保対策に関する情報提供 ・ 介護福祉士実務者研修等の補助の拡充

⁶ ICT:「Information Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。

⁷ 認知症パートナー: 認知症の知識を深め、認知症の人や家族の理解者として活動する人

2 第9期計画に求められる取り組み

第8期計画までの取り組みの他に、第9期計画において求められている主な取り組みは次のとおりです。

(1) 地域包括ケアの推進
● 地域包括支援センターの適切な運営 ・ 地域住民の多様化、複雑化したニーズへの対応力の強化 ● 在宅医療・介護連携の推進 ・ ICTを活用した医療・介護従事者等の情報共有ツールの更なる普及 ● 認知症施策の推進 ・ 地域住民や団体、民間事業者などによる見守り支援体制の構築 ● 住民主体の助け合い活動の推進 ・ 地域住民同士の助け合い活動の創設に向けた支援の充実 ● 成年後見制度の利用促進 ・ 中核機関の設置に向けた検討
(2) 介護予防と社会参加の推進
● 介護予防事業の推進 ・ フレイル予防の概念を広め、身体機能の低下を抑えるための運動等、住民主体による介護予防の推進 ・ 生活習慣の見直し等を通じて、健やかな心身を維持していくことができるよう、保健事業との連携による一体的な健康づくりの推進 ● 社会参加の促進 ・ 高齢者サロンやスポーツ、ボランティア活動など、地域で行われている活動への関心を高め、参加を促進
(3) 在宅生活への支援
● 在宅生活を継続するための支援 ・ 持続可能かつ有効なサービス実施に向けた検討 ・ 家族介護者への支援の充実 ● 災害対策 ・ 福祉避難所の確保
(4) 介護保険事業の効果的な運営
● 介護人材対策 ・ 生産性向上の取り組みの検討 ・ 離職を防ぐ取り組み

第3章 計画の基本的方向

第1節 計画の基本理念と基本目標

本計画では、第8期計画までの考え方を継承しつつ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、「目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン」を計画のスローガンに定めます。

【計画のスローガン】

目を配り、手を差しのべる

しろいの生き生きプラン



【基本目標】

地域で支える高齢化

市民一人ひとりが介護予防に取り組み、高齢になっても、介護が必要になっても地域での助け合いにより、安心して生き生きとした自分らしい生活が続けられるよう、地域共生社会の実現のため「地域包括ケアシステム」が充実したまちづくりを目指します。

第2節 目指す将来像

介護ニーズが高くなる85歳以上人口が最大となる令和22年（2040年）に向けて、白井市の目指すべき高齢者と地域の将来像は、次のとおりです。

令和22年（2040年）の白井市の高齢者像・地域像

【積極的な介護予防と社会参加】

- 市民は、若い頃から健康づくりに取り組み、高齢期を迎えると日頃から介護予防に積極的に取り組んでいます。
- 高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に取り組み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいます。

【地域での支え合い】

- 隣近所、地域の住民同士で、見守りや声かけ、生活上の困りごとを助け合うなど、各自が自分にできることに取り組むことで地域ぐるみで支え合うまちになっています。
- 地域活動や民間事業者などとの連携により、買い物や通院などのための移動支援が確保され、安心で、出かけるのが楽しいまちです。

【自分らしい生活の継続】

- 医療・リハビリ・介護・生活支援・障害福祉サービスが一体的にマネジメントされ、認知症になっても、終末期を迎えても、自分らしい生活を続けることができます。
- 介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅生活を続けることができ、介護者も自らの生活と仕事を無理なく続けられます。
- 自宅での生活を基本としながら、心身の状態や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

【持続可能なまち】

- 介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用、介護給付の適正化等により個人・社会の費用負担が抑えられています。
- 医療・介護・障害福祉サービスが良好に育まれ、福祉が魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。
- 災害や感染症への体制が確保されており、高齢者が安心して生活しています。

第3節 第9期計画の基本方針

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、次の4つの基本方針を基に施策を展開していきます。

基本方針Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、希望を持って暮らすことができるよう、地域住民や民間企業、関係機関等との連携を図りながら、本人や家族への支援の充実を図ります。
- 高齢者が地域資源などを活用し、自身の能力を最大限に生かして、住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民が世代を超えて支え合う仕組みを住民と一緒に作ります。
- 困りごとを抱えている高齢者等を把握し、課題解決に向けた早期の支援が行えるよう、市民が相談しやすい環境づくりと様々な分野の関係機関との更なる連携を図り、円滑に支援できる体制を強化します。

基本方針Ⅱ 介護予防と社会参加の促進

- 市民が積極的に日々の介護予防・健康づくり活動に取り組んでいけるよう、知識や実践方法の普及啓発、介護予防や地域交流のための通いの場の充実と参加促進を進めます。
- 高齢者が要支援状態になっても、住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、自立支援に向けたリハビリテーション専門職との協働による支援を強化します。
- 高齢になっても、仕事や地域活動で活躍し、自らの生きがいと地域の活力を維持していけるよう、様々な参加機会の確保を進めます。

基本方針Ⅲ 在宅生活への支援

- 在宅での生活を続けていくためには、介護給付以外の生活支援サービスも必要であり、より有効なサービスとなるよう検討を進めます。
- 介護保険の認定状況に関わらず、必要な時に必要な支援が受けられるよう、介護が必要な高齢者が在宅での生活を継続していけるよう、家族介護者の思いが表出でき、介護に関する知識を得られる場の提供等を行います。
- 災害時、生命の安全を確保するため、福祉避難所の確保と避難支援が行えるよう体制を整備します。

基本方針Ⅳ 介護保険事業の効果的な運営

- 保険者として、介護保険サービスの効果的な提供、介護保険会計の健全な運営を進めるとともに、計画の進捗管理など将来に向けて、課題に1つずつ対応していけるよう、介護保険事業の適切な運営に努めます。

第4節 施策の体系

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、4つの基本方針を基に以下の施策を進めていきます。

■施策体系■

考え方	基本方針	施策	
【基本理念】 地域で支える高齢化 【スローガン】 目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン	第1章 (基本方針1) 地域包括ケアシステムの推進	第1節 地域包括ケアシステムの推進	1 地域包括支援センター運営の充実
			2 在宅医療・介護連携の推進
			3 認知症施策の推進
			4 生活支援体制整備の推進
			5 地域ケア会議の運営
		第2節 相談体制・権利擁護の推進	1 情報提供の充実
			2 相談・課題把握体制の強化
			3 成年後見制度の利用促進
			4 虐待の防止
			5 終末期・死後への備え
	第2章 (基本方針2) 介護予防と社会参加の促進	第1節 介護予防の推進	1 介護予防の普及啓発
			2 「通いの場」への参加促進
			3 介護予防・生活支援サービスの推進
		第2節 高齢者の社会参加	1 高齢者の就労促進
			2 地域活動への参加促進
	第3章 (基本方針3) 在宅生活への支援	第1節 日常生活における支援	1 日常生活の支援
			2 外出の支援
			3 介護に取り組む家族等への支援
		第2節 安全・安心な体制づくり	1 防犯・交通安全対策の推進
			2 災害対策の推進
	第4章 (基本方針4) 介護保険事業の効果的な運営	第1節 介護保険サービスの推進	1 居宅サービス
			2 地域密着型サービス
			3 施設・居住系サービス
			4 負担軽減サービス
			5 サービス別給付費見込み
		第2節 適正なサービス利用・提供の推進	1 介護給付適正化事業の実施
			2 介護サービスの質の向上
			3 介護保険事業費の見込み
		第3節 健全な介護保険会計の運営	2 介護保険の費用負担（財源構成）
			3 介護保険料の設定
		第4節 持続可能な事業運営に向けて	1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討

第5節 白井市の日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業の提供を展開していく区域となります。

白井市の日常生活圏域については、これまでの計画と同様、A圏域とB圏域の2圏域を設定し、高齢者への支援機能の充実を図るとともに、市民自治や地域防災体制、地域福祉活動などとの連携を図りながら、地区レベル、徒歩圏レベルの支え合いの体制づくりを進めていきます。

■日常生活圏域の概況（人口と高齢化率）■

		人 口		
			うち高齢者人口（65 歳以上）	
A圏域	白井第一小学校区	6,487 人	1,893 人	29.2%
	白井第二小学校区	2,947 人	1,043 人	35.4%
	南山小学校区	7,085 人	2,329 人	32.9%
	池の上小学校区	6,120 人	2,336 人	38.2%
	桜台小学校区	6,965 人	1,737 人	24.9%
	計	29,604 人	9,338 人	31.5%
B圏域	白井第三小学校区	9,418 人	2,329 人	24.7%
	大山口小学校区	7,659 人	2,064 人	26.9%
	七次台小学校区	5,849 人	1,239 人	21.2%
	清水口小学校区	10,116 人	2,639 人	26.1%
	計	33,042 人	8,271 人	25.0%
市全体		62,646 人	17,609 人	28.1%

第2編 各論

第1章 地域包括ケアの推進

第1節 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括支援センター運営の充実

市では、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することを目的に地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センター運営の充実を図ります。

高齢者の身近な相談機関として、地域包括支援センターを市内に3カ所設置しています。令和4年度から全ての地域包括支援センターを委託しており、質の向上と適正に事業を実施することができるようその体制の強化を図ってきました。

年々増加、複雑化する相談に対応できるよう支援を継続するほか、運営評価などを通じて地域包括支援センターの業務状況を明らかにし、機能強化を図るとともに業務負担の軽減について検討を行います。

■主な取り組み■

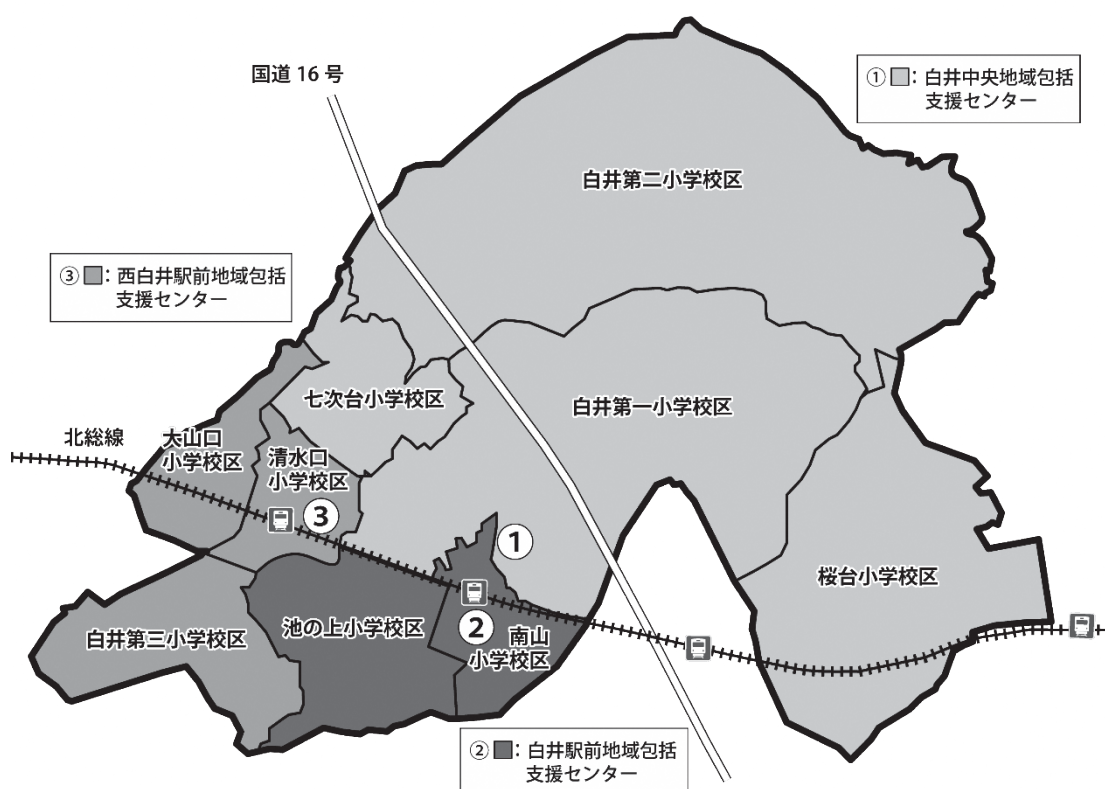
取り組み	事業内容
① 地域包括支援センターの対応力及び資質向上	地域包括支援センターの総合調整・処遇困難事例等の後方支援・研修などを行い、対応力及び資質の向上に努めます。
② 地域包括支援センターの運営評価	地域包括支援センターの役割、目標、業務内容を明確にするための運営方針を定め、地域包括支援センターに対して、継続的に運営評価を実施し、評価結果を白井市地域包括支援センター運営協議会に報告します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター事業評価における達成状況（市）（率）	%	94.6	95.0	95.5	96.0
地域包括支援センター事業評価における達成状況（センター）（率）	%	94.2	95.0	95.5	96.0
白井市地域包括支援センター運営協議会の回数	回	3	3	2	3

■地域包括支援センターの担当地域の概況（人口と高齢化率）■

		人 口		
			うち高齢者人口（65 歳以上）	
白井中央地域包括支援センター	白井第一小学校区	6,487 人	1,893 人	29.2%
	白井第二小学校区	2,947 人	1,043 人	35.4%
	七次台小学校区	5,849 人	1,239 人	21.2%
	桜台小学校区	6,965 人	1,737 人	24.9%
	計	22,248 人	5,912 人	26.6%
白井駅前地域包括支援センター	南山小学校区	7,085 人	2,329 人	32.9%
	池の上小学校区	6,120 人	2,336 人	38.2%
	計	13,205 人	4,665 人	35.3%
西白井駅前地域包括支援センター	白井第三小学校区	9,418 人	2,329 人	24.7%
	大山口小学校区	7,659 人	2,064 人	26.9%
	清水口小学校区	10,116 人	2,639 人	26.1%
	計	27,193 人	7,032 人	25.9%
市全体		62,646 人	17,609 人	28.1%



2 在宅医療・介護連携の推進

介護と医療の両方を必要とする高齢者が在宅で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療・介護連携を推進します。

在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会において協議し、ICTを活用した情報共有ツールの運用の手引きの作成、急変時や入退院時における連携のルールづくりなど連携体制の強化を進めてきました。

引き続き、医療と介護の切れ目のないサービスの提供に向けた体制強化を図るとともに、高齢者が医療・介護サービスなどを利用することにより、医療ニーズが高くなって在宅生活が可能であることを理解できるよう、市民に向けて広く普及啓発をしていきます。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 情報共有ツールとしてのICTの活用	情報共有ツールが普及し、医療・介護関係者の間で共有されスムーズにシステムが運用されるようにしていきます。
② 課題別検討部会の開催	在宅療養等の基盤の整備や場面に応じた切れ目のないサービスの提供体制が構築されるよう、テーマごとに課題や取り組みについて協議します。
③ 多職種連携研修会の実施	医療・介護職などが学び合い、人材の育成が進むことで、サービスの質の向上を図ります。
④ 救急医療情報キットの配布	救急要請時の情報連携に役立つ「救急医療情報キット」の普及啓発に取り組みます。
⑤ 在宅医療や在宅見取りの普及啓発	人生の最終段階における意思決定支援に対する市民の理解が促進されるよう、フォーラムの開催等による普及啓発を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
多職種連携研修会	回	1	4	4	4
救急医療情報キット活用実績	%	25.0	25.5	26.0	26.5
在宅医療後方支援制度活動実績	人	7	9	9	9

3 認知症施策の推進

できる限り認知症の発症を遅らせ、認知症になっても本人の意思が尊重され、希望を持って暮らすことができるよう、住民同士が支え合いながら共生する地域づくりを推進します。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症初期集中支援チームによる個別支援の充実や地域全体で認知症の人や家族を見守り、支える仕組みづくりを進めてきました。

認知症の人や家族の視点を重視し、地域住民や民間企業、関係機関等と連携を図りながら、本人支援や家族支援の取り組みの充実を図ります。

また、認知症施策の推進に関する計画策定に向けた検討を行います。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 認知症カフェの開催	地域包括支援センターの圏域毎に認知症パートナーと連携した認知症カフェの運営を行います。
② 認知症を理解する人材の養成	地域全体で認知症の人や家族を支えられるよう、地域住民や民間企業などに向け、認知症サポーター・パートナーの養成講座を行います。
③ 地域の見守り支援体制の充実	認知症パートナーと連携した地域の見守り活動を行います。 地域住民や白井市高齢者見守りネットワーク登録機関及び団体とともに、見守り訓練の実施等を通し、地域での見守り体制の充実を図ります。
④ 認知症初期集中支援の実施	認知症初期集中支援チームによる認知症の人や家族等介護者への支援を行います。
⑤ 「通いの場」等での認知症予防の講話	「通いの場」等での専門職による講話や相談を通し、認知症予防を進めていきます。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成数	人	995	1,000	1,000	1,000
認知症カフェの開催数	回	39	40	44	50
認知症の相談窓口を知っている人の割合	%	27.5	-	-	37.5

4 生活支援体制整備の推進

高齢者が地域資源などを活用し、自身の能力を最大限生かして、住み慣れた地域での生活を維持することができるよう生活支援体制整備を推進します。

独居や高齢者のみ世帯等が増加する中で、高齢者が利用できる既存の資源の整理や情報発信、住民同士の助け合い活動などの新たな資源の創設を進めてきました。

これまでの取り組みを継続して推進するとともに、生活支援コーディネーターがつなぎ役として、高齢者の個々の困りごとや希望に合わせてニーズと地域活動を結びつける活動を充実させていきます。また、地域住民が世代を超えて支え合う仕組みを住民と一緒に作っていきます。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 白井市助け合い活動支援補助金の活用	ゴミ出しや掃除、買い物代行など、多様なサービスを行う団体の活動を支援します。また、新規団体の立ち上げについても支援します。
② 住民同士の支え合い活動の支援	住民同士の支え合い活動の創設について、地域住民や各種団体、企業などと検討します。
③ 支え合い活動を行なう担い手の確保	住民同士の支え合い活動を行う担い手の養成研修を行い、担い手の確保に努めます。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーターを知っている人の割合	%	11.6	-	-	15.0
生活支援コーディネーターの関わりにより創設された資源（活動）数	か所	15	21※	23※	23
助け合い活動支援補助金団体数	団体	4	9※	11※	8

※ 白井市第5次総合計画（後期基本計画）において設定している指標であり、新型コロナウイルス感染症発生以前に計画していた指標となります。

5 地域ケア会議の運営

地域ケア会議などを活用し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めます。

地域ケア会議として、医療、介護等の多職種や地域住民などが協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるための地域ケア個別会議と、個別ケースの検討を積み重ねる中で明らかになった地域課題から地域に必要な資源の開発を検討する地域ケア推進会議を行っています。

引き続き、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を連動させ、市レベルで取り組むべき内容について政策形成につなげられるよう検討を行います。

また、地域ケア個別会議で検討した事例をモニタリングし、変化や課題の軽減や解決がされたか等の成果に関する評価を行います。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 自立支援型地域ケア会議の開催	多職種が参加し、生活機能の低下がみられる高齢者の自立に向けた支援を検討する「自立支援型地域ケア会議」を定期的に開催します。
② ご近所支え合い会議の開催	困りごとを抱える高齢者の見守りや支え合いについて、本人、家族、地域の関係者などが支援方針や役割分担などを話し合う「ご近所支え合い会議」を地域包括支援センター主催で開催します。
③ 地域ケア推進会議の開催	高齢者の相談支援や介護予防に携わる専門職による「地域ケア推進ワーキング会議」を開催し、個別課題を集約して地域や市の課題を明らかにし、必要な施策を検討します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援型地域ケア会議検討数	件	29	30	30	30
ご近所支え合い会議検討数	件	6	6	6	6
地域ケア推進会議開催数	回	10	6	6	6

第2節 相談体制・権利擁護の推進

1 情報提供の充実

高齢者に関する福祉や社会参加に役立つ情報が必要になったときに、必要な資源を選択でき、適切に利用することができるよう情報提供の充実を図ります。

健康福祉・介護保険関連の情報や地域資源等の情報を紹介する冊子等を作成・配布するほか、市広報やホームページでの情報提供を行っています。

引き続き、高齢者が必要とする情報を整理し、高齢者が入手しやすく、わかりやすい情報提供を行うとともに、情報提供の拡大と内容の充実に努めます。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① しろい保健福祉ガイドブックの配布	保健や福祉に関する情報をまとめた「しろい保健福祉ガイドブック」を毎年発行し、市役所窓口や保健福祉センター等で配布します。また、市ホームページに掲載します。
② 地域包括ケアシステムガイドの配布	高齢者の暮らしを支えるサービスを広く紹介する「地域包括ケアシステムガイド」を更新し、市内出先機関等で配布します。また、市ホームページに掲載します。
③ 各種説明会、講座等での情報提供	「なるほど行政講座」の実施やサロンなど住民が集まる場に出向き、高齢者福祉に関する情報を提供します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
なるほど行政講座実施数	回	18	20	20	20

2 相談・課題把握体制の強化

困りごとや課題を抱えた高齢者を把握し、課題解決に向けた早期の支援が行えるよう市民が相談しやすい環境づくりと、必要な支援につながる確な対応が求められます。

相談件数は増加しており、地域包括支援センターを中心に市役所の各相談窓口、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護相談員、医療機関や介護保険サービス事業所などが連携し、対応しています。

相談内容については多様化、複雑化してきており、様々な分野の関係機関との更なる連携を図るなど、円滑に支援できる体制を強化します。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 地域包括支援センター専門職の資質向上のための支援	地域ケア会議やケース検討会、相談支援業務への助言、同行訪問などにより、3か所の地域包括支援センター専門職の相談対応力の向上を図ります。
② 地域包括支援センターにおける実態調査の実施	地域包括支援センターに実態調査員を配置し、電話や訪問による高齢者の生活実態やニーズの把握に取り組みます。
③ 関係機関との連携強化	各相談窓口・事業者・地域活動団体等と連携して、課題の早期把握に努めます。
④ 介護サービス施設等への介護相談員の派遣	介護サービス施設等を訪ね、利用者の話を聞く介護相談員を派遣します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実態調査の実施件数	件	485	480	480	480
介護相談員派遣事業所数	か所	0	13	13	13

※「介護相談員派遣事業所数」の現状値が0については、コロナ禍により事業所での派遣受け入れが難しかったことによる。

3 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用が必要でありながら、申し立てにつながらないことで権利を阻害されることがないように、制度の利用を促進します。

成年後見制度は、認知症などによって物事を判断する能力が十分でなくなったときに、権利を守る援助者を選ぶ制度であり、利用促進に向けた制度の周知や申し立ての支援などを行っています。

引き続き、利用促進に向けた取り組みを継続するとともに、成年後見制度を必要とする人の更なる権利擁護と意思決定支援を推進できるよう、市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けた検討を行います。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 成年後見制度に関する周知	市内NPO法人等と連携しながら、成年後見制度や死後事務委任契約など、認知症になった場合や死後に備える制度などについて講演会を開催し周知を図ります。
② 成年後見制度の利用支援	制度の利用が必要と判断された人やその親族による申立の手続きを支援します。親族等による申立が困難な場合は、市長申立を行います。
③ 市成年後見利用促進計画の策定に向けた検討	権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備等を含む市町村計画の策定について検討を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度を知っている人の割合	%	39.2	-	-	45
講演会の開催数	回	2	3	3	3

4 虐待の防止

虐待を未然に防ぐことや虐待から高齢者を保護するため、虐待防止に向けた取り組みを進めます。

虐待が起こる背景には、介護疲れや介護に関する知識不足、長年の親子関係など様々な問題があります。

市と地域包括支援センターでは、家庭内や施設における高齢者虐待の通報を受理し、改善・解決に向けた支援を行っています。

高齢者虐待の防止に向けた周知や、多様な機関と連携した支援を行います。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 高齢者虐待の防止に向けた周知	高齢者虐待に関する基本的な知識や虐待が疑われるケースを発見した場合の通報の窓口などについて、市広報や市のホームページ等を通じて広く市民に周知します。
② 虐待の解決・改善に向けた支援	虐待が疑われる通報があった場合は、緊急度判定会議を実施し、関係機関と連携して本人や家族への相談支援を行います。必要に応じて福祉施設等への措置、成年後見制度の活用等しながら、虐待の解決・改善に向けた支援を行います。
③ 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催	児童虐待・障がい者虐待・配偶者間暴力・高齢者虐待等への対策を進めるため、警察署や保健所等の代表者からなる「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」において、処遇方針の確認や終結の判断等を行います。

5 終末期・死後への備え

自分らしい最期を迎えるため、それぞれの意思や希望を踏まえた「備え」が重要です。

人生最期の段階で自分の意思が伝えられない状況になることが多く、高齢者人口の増加とともに、終末期や死亡時に、治療の判断・看取り・死後の手続きを行う親族がいないという事例が増加すると見込まれるため、元気なうちから必要な「備え」ができるよう講座などを実施しています。

引き続き、「白井市終活支援ノート」の配布や終活支援講座、個別相談会等を実施します。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 白井市終活支援ノートの配布	自らの意思や希望を明らかにし、情報を整理するための「白井市終活支援ノート」を市や医療機関、地域包括支援センターの窓口で配布します。
② 終活支援講座の開催	終活に必要な情報や終活支援ノートの書き方を学ぶ終活支援講座を出前講座等として開催します。
③ 専門家による個別相談会の開催	終末期や死後への備えを促すため、公証人や司法書士など法律の専門家による個別相談会を開催します。

図表 指標と目標値

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
終末期を想定した家族との話し合いや備えをしている人の割合	%	17.8	-	-	20.0
終活支援講座の開催数	回	8	8	8	8
(専門家による) 個別相談会の回数	回	1	4	4	4

第2章 介護予防と社会参加の促進

第1節 介護予防の推進

1 介護予防の普及啓発

高齢者が元気な状況を維持するため、自分に合った方法で継続的に介護予防・フレイル予防に取り組むことを目指し、介護予防に関する知識等の普及啓発を行います。

毎年6月を介護予防月間と定め、講演会の開催や民間企業や地域住民と連携・協働した市内各地での周知啓発イベントを開催し、取り組みの推進を図ってきました。

今後も市が養成した介護予防推進員とともにイベントや講座等を開催し、健康づくり・社会参加の場として継続した活動につながるよう支援していきます。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 介護予防に関する講座等の開催	要介護状態に陥りやすいフレイルや認知症の予防に関する取り組みについて周知啓発するために「なるほど行政講座」などを実施し、周知の拡大を図ります。
② フレイルチェックイベントの開催	年代に限らずフレイルについての関心を高め、自身の健康状態を知る機会としてフレイルチェックイベントを開催します。
③ 高齢者の健康づくり・社会参加に関する情報発信	高齢者が地域で活動できる機会を知り、参加できるよう情報を集約したリーフレットを作成し、配布します。また、市のホームページに掲載します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
フレイル又はフレイル予防について知っている人の割合	%	22.3	-	-	25.0
フレイルチェックイベントの参加者数	人	-	400	400	400
なるほど行政講座（介護予防関連）の開催数	回	6	7	7	7
なるほど行政講座（介護予防関連）の参加者数	人	76	80	80	80

2 「通いの場」への参加促進

高齢者の健康づくりや生きがいづくりのため、身近な地域で住民が主体となった活動の場である「通いの場」への参加を促進します。

高齢者が身近な地域で主体的に介護予防に取り組めるよう、しろい楽トレ体操の団体の立ち上げやサロンの運営の支援等を行っています。

フレイルのリスクがある高齢者を把握し、個々のニーズに沿った活動につながる仕組みの検討を進めます。また、通いの場に参加する高齢者の状態の把握に取り組みます。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 「通いの場」の立ち上げ支援と活動支援	楽トレ体操等の自主グループの立ち上げ支援及び継続支援を行います。
② 「通いの場」に参加する高齢者の状態把握	「通いの場」の参加者に対し、定期的な体力測定を行い、身体状況などの変化を把握します。
③ フレイルのリスクがある高齢者の把握	地域包括支援センターが実施する実態調査を活用し、フレイルリスクのある高齢者の把握と情報提供を行います。
④ 「通いの場」への専門職派遣	「通いの場」へ専門職の派遣を行い、フレイル予防に関する健康教育と健康相談を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防に資する自主グループ数	グループ	41	59※	60※	50
サロン代表者交流会議参加グループ数	グループ	31	39※	40※	40
介護予防に資する自主グループへの専門職派遣実績	グループ	19	20	20	20

※ 白井市第5次総合計画（後期基本計画）において設定している指標であり、新型コロナウイルス感染症発生以前に計画していた指標となります。

3 介護予防・生活支援サービスの推進

高齢者が活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、要支援者等を積極的に支援し、要介護状態等となることの予防や日常生活の自立を支援します。

要支援1・2の方と事業対象者を対象とした訪問型サービスや通所型サービス、多様な社会資源を活用した様々なサービスを実施しています。

また、自立支援の必要性和状態に応じた適切なサービスの利用について周知啓発を行っています。

自立支援に向けた取り組みの強化として、リハビリテーション専門職との協働により適切なケアマネジメントやサービス提供の実施に向けた支援を行います。

また、高齢者が活動量の増加を意識した生活を送ることで「元の生活」を取り戻すことを目指した短期集中サービスの検討を進めていきます。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① リハビリテーション専門職による助言	リハビリテーション専門職が高齢者宅や介護サービス事業所へ出向き、自立支援に向けた助言を行います。
② 自立支援に資するケアマネジメントの実施に向けた支援	自立支援型地域ケア会議での検討や研修会の開催を通じ、自立支援に資するケアマネジメントの実施を図ります。
③ 介護予防や自立支援に関する周知	市民に対し、介護予防や自立支援の必要性和状態に応じた適正なサービスの利用についての周知を継続します。
④ 生活支援員養成研修の実施	訪問型生活支援サービスの担い手である生活支援員の養成研修を実施し、担い手の増加を図るとともに、担い手の発掘に向けた積極的な周知を図ります。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護事業所へのリハビリテーション職派遣を受けた介護職員数	人	17	25	25	25
認定生活支援員養成研修の修了者	人	12	12	12	12
リハビリテーション職同行訪問事業の件数	件	11	60	60	60
短期集中サービス利用者数	人	-	10	30	45
介護予防ケアマネジメント研修会に参加したケアマネジャー等の割合	%	57.1	60.0	63.0	65.0

第2節 高齢者の社会参加

1 高齢者の就労促進

市では、高齢者就労指導センターなどの事業を通し、高齢者が健康で生きがいのある自立した生活を送ることができるよう、就労に向けた支援を行う施設として設置しています。

センターでは、高齢者の就労に必要な技能の修得や教養の向上を図る事業を実施しています。

また、シルバー人材センターの支援を通じて、働く意欲のある高齢者の臨時的・短期的な就労機会の確保・提供に努めています。

引き続き、市内において、高齢者が持つキャリアを生かして働ける環境づくりを進めていきます。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 高齢者就労指導センターにおける講座開催	高齢者就労指導センターにおいて、高齢者の就労に必要な技能の習得及び教養の向上を図ります。
② 白井市シルバー人材センターの運営支援	高齢者の経験と技能を生かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労技術習得等の講座開催数	回	14	17	17	17
就労技術習得等の講座参加者数	人	150	156	163	170
シルバー人材センターの登録者数（実）	人	488	580	590	600

2 地域活動への参加促進

高齢者の地域活動への参加が定着することで、高齢者の生きがいとなるばかりでなく、地域活動自体の活性化につながることが期待できます。

高齢者の活動の場を更に広げるために、いきいきボランティアの受け入れ施設の拡充に取り組み、介護施設に加え、保育園や幼稚園、障がい者施設なども対象としています。

高齢者の参加・活躍ニーズを十分把握しながら、地域での活動機会の創出を図ります。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① ボランティアの養成と登録者の増加	いきいきボランティアとお元気見守りパートナーの養成を行い、地域で活動する高齢者を増やします。
② いきいきボランティアの受け入れ施設の拡大	高齢者の活動の場を広げるために、ポイント付与及び管理方法の効率化といきいきボランティアの受け入れ施設の拡充を図ります。
③ 地域活動の情報発信（再掲）	高齢者が地域で活動できる場や機会を知り、参加できるよう地域活動等の情報を集約し、通知や市ホームページなどで情報を発信します。
④ 高齢者クラブ活動の支援	高齢者クラブを支援し、会員相互の親睦とともに高齢者が自らの知識・経験・技術を資源に社会貢献を行う団体として活性化を図ります。
⑤ 敬老会行事の開催	長寿のお祝いだけでなく、広く市民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、高齢者自身が参加・交流できる機会として小学校区単位での敬老会行事を実施します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者クラブ加入者数	人	895	895	895	895
いきいきボランティア活動者数（実）	人	19	22	25	28
いきいきボランティア受け入れ施設数	か所	44	46	48	50
お元気見守りパートナー数	人	81	85	90	95

第3章 在宅生活への支援

第1節 日常生活における支援

1 日常生活の支援

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、介助・介護が必要な高齢者に対して自立生活や健康を支えるための在宅福祉サービスを提供します。

高齢化の進展に伴い、在宅福祉サービス利用者は増加しており、「高齢者等の生活を支えるための必要なサービス」を維持していくため、市では事業の公平性や持続可能な提供体制を視野に入れつつ、様々な見直しを行ってきました。

紙おむつの給付事業については、介護者や在宅高齢者の衛生的な生活の維持の観点から保健福祉事業（介護保険法第115条の49）に位置づけを変更し、継続して実施します。

また、在宅福祉サービスが持続可能な制度となるよう、国の動向を注視し、介護保険サービス等との整合性を図りながら、利用者のニーズや効果を検証し、より有効なサービスとなるよう検討を行います。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 訪問理美容サービス	寝たきりの高齢者などの自宅へ理美容師が訪問し、散髪などをを行います。その出張費用の一部を助成します。
② 介護支援型短期宿泊事業	65歳以上で要介護状態になる恐れの高い虚弱な人などを対象に、介護者の都合や虐待などで居宅生活が困難になった場合に施設等で一時的に介護します。
③ 緊急通報装置の貸与	独居高齢者などが、急病や災害などの緊急時に迅速に救援を求められるよう緊急通報装置を貸与します。
④ 紙おむつの給付	介護保険被保険者のうち要介護3以上の認定を受けて居宅で紙おむつを使用している高齢者を対象に紙おむつを支給します。

2 外出の支援

高齢者の社会参加の促進による健康の増進や移動困難者における社会生活の範囲の拡大による福祉の向上を図ることを目的に、交通の利便性向上に向けた取り組みを実施します。

公共交通機関として、市内循環バス「ナッシー号」の運営及び70歳以上を対象としたシルバー回数券の取り扱いや、NPO法人等が実施する福祉有償運送事業の支援を行うほか、介助・介護を必要とする高齢者等を対象とする外出支援事業を実施し、高齢者の移動手段の確保を図っています。

また、白井市地域公共交通活性化協議会において、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、地域公共交通の活性化を推進するための計画の策定や見直しを行っており、高齢者の移動手段の確保にかかる施策については、公共交通政策担当などの関係課と調整を図りながら、検討を行います。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 福祉タクシーの利用助成	介助・介護を必要とする高齢者等が、タクシーを利用する際の乗車料金の半額（上限あり）を助成します。
② 福祉車両の貸出し	高齢者の社会参加を図るため、車いすを利用する高齢者等の家族や福祉団体を対象に、福祉車両（リフト付きワゴン車）を貸し出します。
③ 外出支援サービス	在宅の要援護高齢者及び重度の障がいがある人を対象に、車いすで乗降できる自動車により市役所、医療機関等への送迎を行います。（令和6年度末まで）
④ 福祉有償運送の充実	福祉有償運送を行う団体に対し、運営費用などを補助します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移送サービスが必要だと感じる割合	%	42.1	-	-	40.0
福祉有償運送事業者数	事業者	3	4	5	5

3 介護に取り組む家族等への支援

介護に取り組む家族などの心身の健康確保や安定した収入の確保、仕事や趣味などを通じた社会とのつながりを維持できることは、介護が必要な高齢者が安心して地域での生活を送ることにつながります。

近年、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」や本来大人が担うと想定されている家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」、介護を理由とする退職など、家族介護者等が抱える課題は複雑化していることから、市ではお互いに抱えている悩みや不安を語り合える場である家族介護者交流会等を行っています。

引き続き、介護が必要な高齢者が在宅での生活を継続していけるよう、家族介護者の思いが表出でき、介護に関する知識を得られる場の提供等の支援を実施します。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 家族介護教室等の開催	家族介護教室や介護者交流会、お楽しみ処（認知症カフェ）を開催し、介護知識とともに、家族同士の交流の場を提供します。
② 介護者に関する情報の周知啓発と相談支援	家族等が介護に関する必要な情報が得られるよう周知啓発や相談支援を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護教室開催数	回	5	5	5	5
家族介護教室参加者数	人	31	40	45	50

第2節 安全・安心な体制づくり

1 防犯・交通安全対策の推進

交通事故や消費者被害などから高齢者の生命と暮らしを守り、被害を最小限に抑えられるよう、防犯・交通安全対策を推進します。

消費者被害や交通事故にあう高齢者は年々増加しており、関係機関と連携し、防犯対策や交通安全等の周知を行っています。

今後も、高齢者の防犯・安全意識の高揚と対策の啓発に努めるとともに、関係団体・地域住民との連携を強化し、高齢者を見守り、支える体制の整備・強化を図ります。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 防犯・交通安全に関する周知・啓発	見守り通信・見守りレポートを定期的に発行し、詐欺等に対する防犯対策に関する周知啓発を行います。 警察等関係機関と連携し、交通安全の周知リーフレットの配布を行います。
② 消費生活センター等と連携した消費者相談対応	消費生活センターが中心となって注意喚起を行うほか、地域包括支援センターと連携を図りながら相談に対応します。
③ 地域で高齢者等を見守る体制の強化	「白井市高齢者見守りネットワーク」及び「印西地区 SOS ネットワーク協議会」と連携し、消費者被害の未然防止や行方不明者の早期発見の為に情報提供を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
白井市高齢者見守りネットワーク新規登録事業者・団体等数	件	2	3	3	3

2 災害対策の推進

災害時、生命の安全を確保するため、災害対策を推進します。

地震や風水害などの不安が高まる中で、市では総合的な防災体制づくりに取り組んでいます。

今後も、地域防災計画により策定された避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、避難行動要支援者名簿を作成の上、災害時の避難支援が必要な人の情報を地域と共有し、支援する体制を整備します。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 避難行動要支援者名簿への登録	災害時に自ら避難することが難しく、支援が必要な人に対し、「避難行動要支援者名簿」への登録を促し、自治会や自主防災組織、民生委員など地域の支援者と共有します。
② 福祉避難所の設置	福祉施設等を運営する事業者と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、福祉避難所の確保を図るとともに、発災時に備え、必要な備蓄や運営体制等について事業者と協議します。
③ 個別避難計画の作成	地域の避難支援等関係者として自治会、自主防災組織、民生委員等と連携し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めます。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
災害時避難行動要支援者名簿配布団体(自治会・自主防災組織)数	件	8	-	-	96

第4章 介護保険事業の効果的な運営

第1節 介護保険サービスの推進

介護保険サービスは、大きく「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設・居住系サービス」に区分されています。また、利用者負担額が過大にならないよう「負担軽減サービス」があり、利用者が必要なサービスを選択することで、可能な限り自立した生活を送れるよう支援しています。

白井市の各サービスの給付費については、要介護・要支援認定者の増加とともに上昇しており、今後も認定者の増加が見込まれ、給付費が伸びるものと推計されます。

※ 各サービスの給付費と見込量（人数）については、60～62ページにまとめて記載しています

1 居宅サービス

自宅などで生活している要介護（要支援）認定者が利用するサービスには、訪問型サービス、通所型サービス、短期入所型サービス、福祉用具・住宅改修があります。

アンケート調査結果から、介護が必要になった場合に自宅で生活を希望する人が、42.6%を占めています。また、介護が必要となっても、通所サービス等を利用しながら、家族のサポートを受けて在宅生活を継続している人が多くなっています。

今後の高齢者の生活を支える上でも、居宅サービスの需要が高まっていくものと想定されます。

■居宅サービス一覧■

サービス名	内容（概要）
訪問型サービス	
訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排せつなど日常生活上の介護や、調理や洗濯などの生活援助を行います。
訪問入浴介護	家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を持ち込み入浴の介護をします。
訪問看護	看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助などを行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが医学的な健康管理・薬剤管理などについて指導・助言をします。
通所型サービス	
通所介護（デイサービス）	施設に通い、日常生活上の介護や、機能回復のための訓練などを受けます。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療機関や老人保健施設などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を受けます。
短期入所	
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
短期入所療養介護（医療ショート）	介護老人保健施設などに短期間入所し、療養上の世話や日常生活上の介護、機能訓練を受けます。
福祉用具・住宅改修	
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	介護用ベッドや車いす、床ずれ防止用具など、在宅生活を支える用具が借りられます。レンタルになじまない腰掛け便座や入浴用いすなどの福祉用具を、指定事業者から購入した場合に、費用の一部が支給されます。
住宅改修	段差の解消や手すりの取り付けなど住宅改修に必要な費用の一部が支給されます。
居宅介護支援	
居宅介護支援（ケアマネジメント）	居宅サービスなどを適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人の希望などに基づき、ケアマネジャー等がケアプランを作成し、サービス提供事業者と連絡調整などを行います。要介護者を対象とする居宅介護支援（介護給付）、要支援者を対象とする介護予防支援（予防給付）に区分されます。

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、平成17年度介護保険法改正に伴い創設されたサービスで、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されるサービス類型です。

事業者の指定権限は市にあり、事業者への指導・監督についても市が行っており、従前から積極的にサービスの導入を進めてきたことから、利用者の状況に合わせて、サービスを選択できる環境にあります。

市では、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう地域に密着した小規模の介護サービスを提供します。

なお、現在、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護が未整備の状況ですが、他のサービスの利用状況を確認しながら、今後の体制づくりを検討していきます。

■地域密着型サービス一覧（居住系サービスを除く。）■

サービス名	内容（概要）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中や夜間を通じて、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身のまわりの世話を行うとともに、看護師が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。
地域密着型通所介護	小規模な通所介護事業所に通い、日常生活上の介護や、機能回復のための訓練などを受けます。（定員18名以下）
認知症対応型通所介護	施設に通い、認知症高齢者に配慮した日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
小規模多機能型居宅介護	施設に通所または短期間入所して介護や機能訓練を受けたり、家庭において訪問介護を受けることができます。
夜間対応型訪問介護（市では未整備）	日中や夜間を通じて、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身のまわりの世話を行います。
看護小規模多機能型居宅介護（市では未整備）	施設に通所または短期間入所して介護や機能訓練を受けたり、家庭において訪問介護や看護師などによる療養上の世話や診療の補助などを受けることができます。

3 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスには、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービス、特定施設入居者生活介護を提供する居宅サービス、グループホームなど小規模にサービスを提供する地域密着型サービスがあります。

白井市では、複数の種類の施設が既に開設しており、多くの市民がそれぞれの状態に応じて利用できる施設などを選択できる環境にあります。

市内の施設の中には、立地条件の良さや他市の市民も利用できることなどから、待機者をかかえる施設も一部ありますが、利用者数調査の結果では、白井市被保険者の利用状況は54%となっています。

また、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などのサービスは、市域を越えて利用することができる広域型施設であり、施設の乱立を防ぐため総量規制がかかっています。その反面、サービス付き高齢者向け住宅などのその他のサービスは総量規制の対象外となっています。

■施設・居住系サービス一覧■

サービス名	内容（概要）
施設サービス（県が指定する広域型の施設で、市域を越えた利用が可能です。）	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活の世話をを行います。
介護医療院 （市では未整備）	日常的な医学的管理や看取り・ターミナルケアなどの医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新しい施設で、令和5年度末で廃止となった介護療養型医療施設の受け皿としても機能します。
居宅サービス（県に登録する広域施設で、市域を越えた利用が可能です。）	
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで生活する人に、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。
通所リハビリテーション （デイケア）	医療機関や老人保健施設などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を受けます。
地域密着型サービス（市が指定する、市民限定のサービスです。）	
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の利用者に、認知症高齢者に配慮した入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで生活する人に、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。（定員30人未満）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。（定員30人未満）

■市内に立地する高齢者向け施設・居住系サービスの数と定員■

		実績			見通し		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
施設サービス		(利用率：全体 85.1%、白井市被保険者 52.6%)					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数 (か所)	3	3	3	3	3	3
	定員 (人)	289	289	289	289	289	289
介護老人保健施設	施設数 (か所)	2	2	2	2	2	2
	定員 (人)	225	225	225	225	225	225
居宅サービス		(利用率：全体 91.3%、白井市被保険者 41.2%)					
特定施設入居者生活介護	施設数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	定員 (人)	120	120	120	120	120	120
地域密着型サービス		(利用率：全体 81.3%、白井市被保険者 83.3%)					
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	施設数 (か所)	6	6	6	6	6	6
	定員 (人)	81	81	81	81	81	81
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	定員 (人)	29	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	定員 (人)	29	29	29	29	29	29

		実績			見通し		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
その他のサービス		(利用率：全体 78.3%、白井市被保険者 54.9%)					
サービス付き高齢者向け住宅	施設数 (か所)	3	3	3	4	4	4
	定員 (人)	131	131	131	160	160	160
軽費老人ホーム	施設数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	定員 (人)	25	25	25	25	25	25

- ※ 施設サービスと居宅サービスは、市域を越えて利用可能なため、施設数・定員と給付の見込みは必ずしも連動しません。
- ※ 居宅サービスの特定施設入居者生活介護は、混合型の施設となっており、要介護・要支援認定を持っていない方も利用することができます。
- ※ 利用率は、令和5年4月1日現在において、各事業所に対し行った調査結果です。利用率＝利用者数／定員

4 負担軽減サービス

負担軽減サービスには、施設入所者の部屋代・食事代が減免される「特定入所者介護サービス」や、1か月当たりの負担額上限を定める「高額介護サービス」などがあります。認定者数、サービス利用額の増加に伴い、負担軽減サービス費用額も増加傾向にあります。

■負担軽減サービス一覧■

サービス名	内容（概要）
特定入所者介護サービス	市民税非課税世帯で、資産要件を満たす利用者について、施設入所中の部屋代・食事代の自己負担を軽減する制度です。
高額介護サービス	1か月の介護サービスの自己負担額が、所得などにより定められた限度額を超えた場合に、超過額を支給する制度です。
高額医療合算介護サービス	1年間の医療・介護の自己負担額を合計した額が、所得などにより定められた限度額を超えた場合に超過額を支給する制度です。
サービス提供事業者による利用者負担軽減事業	市民税非課税世帯で、収入などの要件を満たす要介護者が、軽減事業を行っている事業所のサービスを利用した際の自己負担額について、市と事業者で助成します。

5 サービス別給付費見込み

(1)介護サービス見込み量

単位：千円／年度、人／月

		実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護（ホームヘルプ）	給付費	212,014	228,625	257,400	287,768	308,125	329,104
	人数	285	301	326	341	362	383
訪問入浴介護	給付費	23,953	20,812	15,587	17,054	18,425	19,189
	人数	30	24	22	23	25	26
訪問看護	給付費	67,960	85,577	94,192	96,283	103,455	109,040
	人数	120	158	170	198	212	223
訪問リハビリテーション	給付費	29,804	27,493	27,030	30,597	31,639	33,753
	人数	65	60	55	62	64	68
居宅療養管理指導	給付費	54,303	59,546	62,086	65,878	70,862	74,912
	人数	352	379	379	397	426	450
通所介護（デイサービス）	給付費	366,643	376,048	418,933	458,259	486,486	512,053
	人数	414	435	471	512	541	567
通所リハビリテーション（デイケア）	給付費	162,515	172,123	167,750	188,257	200,817	211,740
	人数	177	178	184	195	207	218
短期入所生活介護（ショートステイ）	給付費	205,530	197,508	191,726	211,471	225,534	239,864
	人数	127	125	128	135	143	152
短期入所療養介護（医療ショート）	給付費	8,438	6,846	28,660	25,952	28,860	33,229
	人数	8	7	18	8	9	10
福祉用具貸与	給付費	109,272	115,919	122,924	133,023	139,316	149,798
	人数	640	654	693	720	749	801
特定福祉用具購入	給付費	4,841	4,982	6,309	5,365	5,365	5,809
	人数	12	13	14	13	13	14
住宅改修	給付費	9,731	10,709	8,553	8,553	10,500	11,622
	人数	9	10	8	8	10	11
特定施設入居者生活介護	給付費	170,690	201,333	180,090	186,754	191,089	196,816
	人数	75	82	73	75	77	79
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	3,232	2,665	2,479	2,514	3,776	5,035
	人数	2	2	2	2	3	4
地域密着型通所介護	給付費	88,686	93,891	100,897	138,012	148,138	154,649
	人数	78	89	101	117	125	130
認知症対応型通所介護	給付費	29,909	33,597	40,047	42,467	45,913	48,553
	人数	26	26	30	37	40	41
小規模多機能型居宅介護	給付費	65,576	70,150	62,266	70,131	75,006	77,510
	人数	29	31	26	29	31	32
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	給付費	195,645	177,178	187,513	209,414	219,315	228,982
	人数	65	57	60	66	69	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	74,604	76,992	76,964	76,963	77,061	77,061
	人数	29	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	85,829	84,774	85,854	89,373	89,486	89,486
	人数	28	28	28	29	29	29
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	給付費	596,853	615,426	687,571	706,856	717,840	726,934
	人数	188	193	209	212	215	218
介護老人保健施設	給付費	446,495	459,001	548,687	568,171	591,883	614,989
	人数	131	130	151	154	160	166
介護医療院	給付費	22,939	25,604	22,112	22,424	22,452	23,459
	人数	6	6	5	5	5	5
(4) 居宅介護支援	給付費	160,739	171,089	181,124	194,801	206,894	217,551
	人数	985	1,023	1,083	1,137	1,204	1,264
合計		給付費	3,196,201	3,317,888	3,576,754	3,836,340	4,018,237
							4,191,138

※ 給付費は年度累計の金額、人数は1月当たりの利用者数です。

※ 給付費は、決算ベースの数値です。

※ 令和5年度（2023年度）は、計画策定時点のものとなり、実績見込みを記載しています。

(2) 介護予防サービス見込み量

単位：千円／年度、人／月

		実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	415	415	415
	人数	0	0	0	1	1	1
介護予防 訪問看護	給付費	4,183	6,848	8,756	9,406	9,418	10,203
	人数	14	20	25	24	24	26
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	4,566	4,551	6,316	7,988	8,355	8,783
	人数	13	13	15	20	21	22
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	2,841	3,321	3,078	4,218	4,480	4,597
	人数	22	27	24	33	35	36
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	19,621	21,572	22,480	26,818	27,653	28,966
	人数	47	49	52	59	61	64
介護予防 短期入所生活介護	給付費	932	705	815	2,332	2,335	3,502
	人数	2	2	3	2	2	3
介護予防 短期入所療養介護	給付費	0	0	0	1,061	1,062	1,062
	人数	0	0	0	1	1	1
介護予防 福祉用具貸与	給付費	10,122	12,601	13,643	15,481	16,128	16,853
	人数	164	189	202	230	240	251
特定介護予防 福祉用具購入	給付費	877	1,158	2,995	1,077	1,077	1,077
	人数	3	4	7	3	3	3
介護予防 住宅改修	給付費	5,267	4,843	5,955	5,955	5,955	7,128
	人数	5	4	5	5	5	6
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費	11,315	11,217	8,530	13,472	13,489	14,146
	人数	12	12	9	13	13	14
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	534	535	535
	人数	0	0	0	1	1	1
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費	2,289	3,074	3,899	3,010	3,516	3,516
	人数	3	4	6	6	7	7
(3) 介護予防支援							
	給付費	12,141	13,427	14,190	15,899	16,617	17,430
	人数	211	234	248	274	286	300
合計							
	給付費	74,154	83,317	90,657	107,666	111,035	118,213
	人数						

(3)負担軽減サービス等

単位：千円

	実績			見込み		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計	214,737	194,313	214,741	235,166	236,011	256,505
特定入所者介護サービス	106,938	87,793	102,335	116,876	112,273	127,489
高額介護サービス	90,962	89,008	94,229	99,450	104,042	108,480
高額医療合算介護サービス	14,341	14,941	15,308	15,674	16,398	17,097
算定対象審査支払手数料	2,496	2,571	2,869	3,166	3,298	3,439

(4)総給付費

単位：千円

	実績			見込み		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計	3,485,092	3,595,518	3,882,152	4,179,172	4,365,283	4,562,417
介護サービス	3,196,201	3,317,888	3,576,754	3,836,340	4,018,237	4,191,138
介護予防サービス	74,154	83,317	90,657	107,666	111,035	118,213
負担軽減サービス等	214,737	194,313	214,741	235,166	236,011	256,505

(参考)

	実績			見込み		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
高齢者人口（人）	17,260	17,481	17,709	17,915	18,089	18,200
要介護・要支援認定者数（人）	2,378	2,461	2,521	2,599	2,719	2,835
介護認定調査件数（件）	2,101	2,204	1,806	2,100	2,200	2,300
介護認定審査会開催数（回）	84	84	84	84	84	84

第2節 適正なサービス利用・提供の推進

1 介護給付適正化事業の実施

介護給付を必要とする受給者の適切な認定や、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくことを目的として、介護給付適正化事業を実施しています。

第8期においては介護給付適正化事業として国が示す主要5事業すべてについて実施しました。各事業で行った点検では著しく不適正な給付の事例は見られておらず、また、受給者1人当たりの給付費額についても国、県と比較して大きな乖離は見られていないことから、事業者によるサービスの適正な提供が行われていると捉えています。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所などに委託して実施した区分変更申請及び更新申請に係る認定調査結果について、選択肢の判断基準や特記事項の記載内容などを点検します。
② ケアプランの点検	ケアプランの点検については、市内居宅介護支援事業所などの介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、点検及び支援を行います。
③ 住宅改修の点検	住宅改修の点検については、改修工事を行おうとする受給者宅の竣工写真の確認や工事見積書の点検を実施します。
④ 医療情報との突合	医療情報との突合については、受給者の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除などを図ります。
⑤ 縦覧点検	縦覧点検については、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処置を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護認定の適正化	事業所	92	全件	全件	全件
ケアプランの点検	件	15	全事業所	全事業所	全事業所
住宅改修の点検	—	174	全件	全件	全件

2 介護サービスの質の向上

介護職員の不足は全国的な課題となっており、白井市においても介護人材の不足は顕著となっています。また、介護施設においては若い職員の離職も多くなっており、職員の安定的確保が課題であることから、介護人材の確保に向けて検討を進めます。

また、介護サービスが円滑に提供されるよう情報提供を行うとともに調査検討を行います。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 事業者・従事者の支援	(1) 介護職員の人材不足解消のため、初任者研修の資格取得費用を助成することで、今まで介護現場での勤務経験がない方の参入を促すとともに、介護職員実務者研修の資格取得費用の助成を行うことで、介護従事者のスキルやキャリアの向上を図り、職員の確保と支援に努めます。 (2) 介護保険制度が複雑になっており、サービスを提供している事業所からの相談も増加傾向にあることから、介護人材不足の問題も含め、事業者への支援を検討します。 (3) 介護に関する入門研修として生活支援員養成研修を実施しています。また、研修の最終日には介護事業所の紹介や相談会などを行い人材確保に努めます。
② 事業者の指定	地域密着型サービスなどの公募による事業者の選定については、介護保険サービス事業者等選定審査会により、審査を行うなどし、適切に事業者の選定を行います。
③ 事業所の指導・監査	介護サービスの質の向上と、事業運営が健全かつ円滑に行われるよう支援することを目的として、介護保険法の規定に基づき介護サービス事業者に対して指導・監査を実施します。主に地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業者を中心に、個別に事業者に対して指導を行う実地指導と、事業者を集めて制度についての説明などを行う集団指導を実施します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初任者研修・実務者研修の受講費用の一部助成	件	2	5	5	5
実地指導	件	9	10	10	10
集団指導	回	0	1	1	1

第3節 健全な介護保険会計の運営

1 介護保険事業費の見込み

要介護・要支援の認定を受けた人が介護サービスなどを利用したときにかかる費用には、利用者の自己負担を除き、保険者（市）から事業者へ介護保険給付という形で支払いが行われます。この介護保険給付費は、要介護認定者などの増加に伴い、年々増加しており、令和4年度では約36億円となっています。

地域包括支援センターや高齢者在宅福祉事業など第1章から第3章に記載している事業については、地域支援事業として位置づけられています。その費用額は、令和4年度では約2億円となっています。

第9期計画において、3年間にかかる事業費の総額は、介護給付費が約131億1,100万円、地域支援事業費が約7億1,900万円と見込まれます。

高齢化の進展により、要介護認定者などの増加も見込まれることから、今後も増加傾向が長期的に続くものと想定されます。

■介護保険給付費の見込み（決算ベース）■

単位：千円

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合 計
介護サービス費	3,836,340	4,018,237	4,191,138	12,045,715
介護予防サービス費	107,666	111,035	118,213	336,914
負担軽減サービス費など	235,166	236,011	256,505	727,682
合計	4,179,172	4,365,283	4,565,856	13,110,311

※ 60～62ページにサービスごとの内訳を記載しています。

■地域支援事業費の見込み（決算ベース）■

単位：千円

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業費	111,741	103,101	113,056	327,898
包括的支援事業・任意事業費	127,237	121,942	141,469	390,648
合計	238,978	225,043	254,525	718,546

2 介護保険の費用負担(財源構成)

介護保険事業に係る費用負担については、法令によりそれぞれの負担割合が定められています。

原則、公費50%、介護保険料50%として財源が構成されていますが、国の調整交付金(75歳以上の高齢者や低所得の高齢者が多い自治体ほど多く交付されるもの)について、白井市は交付の対象とされていないことから、第1号被保険者の負担割合は28%となります。

第2号被保険者(40歳から64歳)の保険料については、健康保険組合等が保険料を徴収し、社会保険診療報酬支払基金がそれを取りまとめ、市町村などの保険者に対し交付するものとなっています。

■介護保険給付費・地域支援事業費の財源構成■

区分		公 費			介護保険料		国調整交付金
		国	県	市	2号被保険者 (社保基金)	1号被保険者 (65歳以上)	
介護保険給付	居宅サービス 地域密着型サービス	20.0%	12.5%	12.5%	27.0%	28.0% (23.0%)	0% (5%)
	施設・居住系サービス	15.0%	17.5%	12.5%	27.0%	28.0% (23.0%)	0% (5%)
地域支援事業	介護予防・日常生活支援 総合事業	20.0%	12.5%	12.5%	27.0%	28.0% (23.0%)	0% (5%)
	包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	—	23.0%	—

※ () は国調整交付金5%が交付される場合。

国は、消費税率10%への引上げに伴い、市民税非課税世帯全体を対象に公費負担による介護保険料の軽減の拡充を実施しています。

このほかに、市では独自の低所得者対策として、低所得者の負担を軽減するため、保険料率を国の基準よりも低く設定しています。

■公費負担による介護保険料の軽減■

所得段階	国の基準	白井市		公費負担 軽減幅		公費負担による減額後	
						国の基準	白井市
第1段階	0.455	0.455	➡	-0.170	➡	0.285	0.285
第2段階	0.685	0.600		-0.200		0.485	0.400
第3段階	0.690	0.650		-0.005		0.685	0.645
第4段階	0.900	0.850		0		0.900	0.850

3 介護保険料の設定

介護保険料は、3年の計画期間に利用すると見込まれるサービス量を計算し、そこから必要な給付費額を算出し、これを65歳以上の第1号被保険者数で割り返すことで、1人当たりの基準額（月額）を算定します。

第8期の白井市の介護保険料は、月額4,600円となっており、全国平均6,014円、県平均5,385円から見ても低く設定されていました。これは要介護・要支援認定率が低いことで、介護サービスの利用量が抑えられていることが要因と分析していますが、これも市民一人一人の健康意識の高さやウォーキング・体操など介護予防への取り組みによるものと考えられます。

(1)第1号被保険者の介護保険料基準額

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料は、4,800円（基準月額）に設定します。基準額の積算過程は、下表のとおりです。

項 目	見込額	備 考
① 介護給付費見込額	13,110百万円	介護保険給付に係る費用3年分
② 地域支援事業費	719百万円	地域支援事業に係る費用3年分
③ 第1号被保険者負担金相当額	3,835百万円	第1号被保険者の保険料負担割合 (①+②)×28%(②の一部は23%)
④ 基金繰入金	600百万円	介護給付費等準備基金からの繰入金
⑤ 繰越金等	50百万円	前年度から繰越される保険料の剰余金など
⑥ 保険料収納予定額	3,185百万円	③-④-⑤
⑦ 第1号被保険者保険料予定収納率	98%	保険料の収納率
⑧ 所得段階別補正後被保険者数	54,189人	所得区分により換算した3年間の65歳以上人口
⑨ 第1号被保険者保険料年額	57,600円	⑥×⑦÷⑧ 100円未満切捨て ※所得段階に応じた計算（標準月額 4,800円）をしています。

(2)介護給付費等準備基金の活用

市では、介護保険事業の健全な財政運営を図るため、第1号被保険者の介護保険料の剰余金を介護給付費等準備基金として積み立てており、令和5年度末残額は7億4千万円となる見込みです。

この基金の運用について、国は「次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方である。」と示しつつも、その運用は保険者に委ねています。これを踏まえ、介護給付費等準備基金については、次期計画での保険料上昇を抑制するために活用することとします。

(3)所得に応じた適正な負担

介護保険料は、所得の低い人の負担が大きくなるように、また、所得に応じた負担となるように、本人と世帯の課税状況や所得に応じ段階的に設定されます。

国は、所得水準に応じたきめ細やかな介護保険料設定を行う観点から、今期大幅な所得段階の変更を行いました。それに伴い、市では一番所得の高い段階を多段階化し、全体を14段階に設定しました。また保険料率についても、国の見直しに合わせ変更しているところです

(4)第1号被保険者介護保険料

■第9期の保険料段階と保険料額■

段階設定	対象者			保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）			基準額×0.455 (基準額×0.285)	26,200円 (16,410円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税	前年の 公的年金等収入と 合計所得金額の 合計が	80万円以下の人	基準額×0.60 (基準額×0.40)	34,560円 (23,040円)
第3段階			80万円超 120万円以下の人	基準額×0.65 (基準額×0.645)	37,440円 (37,150円)
第4段階			120万円超の人	基準額×0.85	48,960円
第5段階	本人が市民税非課税 (世帯に課税者がいる)	前年の 合計所得金額が	80万円以下の人	基準額×1.00	57,600円
第6段階			80万円超の人 (基準額)	基準額×1.20	69,120円
第7段階	本人が市民税課税	前年の 合計所得金額が	120万円未満の人	基準額×1.30	74,880円
第8段階			120万円以上 210万円未満の人	基準額×1.50	86,400円
第9段階			210万円以上 320万円未満の人	基準額×1.70	97,920円
第10段階			320万円以上 420万円未満の人	基準額×1.90	109,440円
第11段階			420万円以上 520万円未満の人	基準額×2.10	120,960円
第12段階			520万円以上 620万円未満の人	基準額×2.30	132,480円
第13段階			620万円以上 720万円未満の人	基準額×2.40	138,240円
第14段階			720万円以上 820万円未満の人	基準額×2.50	144,000円
			820万円以上の人		

※ () は公費負担による軽減後の額です。

※ 第1段階から第5段階の合計所得金額については、公的年金等に係る雑所得金額を控除して得た額となります。

※ 土地等の譲渡所得があった場合は、特別控除後の金額となります。

(5)将来の第1号被保険者介護保険料の見込み

サービス利用量は今後も増加し、介護保険料収納必要額も上昇していくことが見込まれます。第10期の介護保険料について、第9期計画の介護保険料算定と同様の試算を行った場合、介護保険料の基準月額、5千円をゆうに超える金額となる予測です。

第4節 持続可能な事業運営に向けて

1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討

国は、市町村に対し、施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、評価を行うことを求めています。白井市では、数値指標の進捗管理のほか、国の地域包括ケア「見える化システム」を活用し、周辺市との状況を比較するなど市の置かれている状況を把握しながら、今後の事業展開を検討しています。

今後は、後期高齢者数の伸びを念頭に置きながら、要介護認定者が増える速度を少しでも抑えられるよう、介護予防の取り組みや地域共生社会の構築など、今後の高齢者福祉を支える取り組みに力を入れていく必要があります。

また、集合住宅におけるエレベーター問題や、高齢者の移動支援の問題、高齢者の介護予防や社会参加といった問題は、短期間で簡単に解決できるものではないため、他部局や市民、事業者などと連携しながら一步一步解決につながるよう取り組んでいきます。

■主な取り組み■

取り組み	事業内容
① 介護保険に関する広報・周知	数値指標の進捗管理や「見える化システム」を活用した周辺市との状況比較などにより、市の置かれている状況を把握し、介護保険運営協議会への報告やホームページによる公表を行います。
② 介護保険運営協議会の開催	介護保険運営協議会を開催し、市民・事業者・専門家といった様々な立場から、介護保険事業の運営や計画の策定、地域密着型サービスの調整を議論します。
③ 関係部署・関係機関との連携	高齢者の移動支援の問題、高齢者の介護予防や社会参加などについて、他部局や市民、事業者などと連携しながら取り組みを進めます。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険運営協議会への報告	回	1	1	1	1
ホームページによる公表	回	1	1	1	1
介護保険運営協議会開催数	回	2	2	3	5

第3編 資料編

策定過程

計画は次の過程で策定されました。

時期	実施事項	内容
令和4年 11月22日	介護保険運営協議会	○第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定に係るアンケート調査について
令和5年 1月23日から 2月22日まで	アンケート調査	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者調査） ○在宅介護実態調査（要介護高齢者調査） ○介護人材実態調査（介護事業所調査）
7月 3日	介護保険運営協議会	○第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定に係るアンケート調査結果について ○アンケートなどから見えてくる課題・ポイントについて
11月 7日	介護保険運営協議会	○第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画（案）について（第1回）
12月18日	介護保険運営協議会	○第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画（案）について（第2回）
令和6年 1月17日から 2月 6日まで	パブリック・コメント	○第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画（案）について
3月	計画の策定	

第9期 令和6年度～令和8年度（2024～2026）
白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画

**目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン
～地域で支える高齢化～**

編集・発行 白井市 福祉部 高齢者福祉課
〒270-1492 千葉県白井市復1123番地
T E L 047-497-3473
ホームページ <https://www.city.shiroi.chiba.jp/>



白井市
Shiroy City